

**公立学校共済組合愛媛支部
第2期データヘルス計画書
(平成30年度～令和5年度)**

計画策定：平成29年12月

最終更新：令和3年11月



公立学校共済組合愛媛支部

目 次

序章 計画作成にあたって.....	1
1 データヘルス計画作成の背景.....	1
2 当共済組合データヘルス計画の期間.....	1
3 中間分析について（令和2年度実施）.....	1
第1章 愛媛支部の基本情報.....	2
1 概要.....	2
2 組合員等の状況.....	2
第2章 保健事業として対策を講ずるべき疾病の把握と対策の方向性.....	3
1 概要.....	3
2 保健事業として対策を講ずる疾病の整理.....	4
3 タイプ別の加入者一人当たり医療費.....	7
4 生活習慣病の詳細傾向と対策の方向性.....	9
5 悪性新生物の詳細傾向と対策の方向性.....	29
6 精神の疾病の詳細傾向と対策の方向性.....	36
第3章 健康課題に対応した保健事業の整理.....	42
1 当共済組合全体の重点取組事項.....	42
2 既存事業の確認と新規事業.....	44
3 事業の具体的な実施内容.....	44
第4章 各事業の評価項目及び目標値の設定.....	45
第5章 データヘルス計画の評価と見直し.....	47
1 健康・医療情報の活用及びPDCAサイクルに沿った事業運営.....	47
2 第2期データヘルス計画の基本的な考え方.....	47
第6章 計画の公表・周知.....	48
第7章 個人情報の保護.....	48
第8章 備考.....	48

<注記>

単位未満の端数は、調整しているため、内容の計と合計が一致しないことがあります。



序章 計画作成にあたって

1 データヘルス計画作成の背景

平成 18 年度からレセプトの電子化が段階的に義務付けられ、平成 20 年度に特定健康診査が導入されて統一した健診データの蓄積が進んできました。

これを受けて、平成 25 年に国が閣議決定した「日本再興戦略」や関係閣僚申し合わせによる「健康・医療戦略」に基づき、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして「データヘルス計画」が始まることとなりました。

公立学校共済組合（以下「当共済組合」といいます。）においても平成 27 年度からレセプトと特定健康診査のデータをもとに、より効果的な保健事業を実施する「データヘルス」を開始しています。

また、平成 30 年度から後期高齢者支援金の加算・減算制度について、特定健康診査・特定保健指導や予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視する仕組みに見直しが行われることとなっています。

当共済組合は、組合が取得することができる組合員等の健康状態に関する情報（以下「健康情報」という。）に基づき、既存事業の効果を検証し、医療保険分野に係る国の ICT 政策の動向を注視しつつ、健康情報の管理及び分析並びに活用を PDCA サイクルとして年間事業計画へ組み込み、効果的な取組みを行うものとします。

このような中で、第 2 期データヘルス計画においては、蓄積された電子データを用い、PDCA サイクルの実践を図ることにより、より本格的な保健事業に取り組むよう求められています。

2 当共済組合データヘルス計画の期間

当共済組合第 2 期データヘルス計画の実施期間は、国の第 2 期データヘルス計画を踏まえ、平成 30 年度から令和 5 年度までとしています。

3 中間分析について（令和 2 年度実施）

当共済組合では中間分析として、第 2 期データヘルス計画書作成時に集計を行った平成 23 年度から平成 27 年度のデータに平成 28 年度から平成 30 年度のデータを追加分析し、データヘルス計画書の重点取組事項を中心に、直近の状況を把握します。

各重点取組事項の直近の状況を把握する目的は大きく 2 つあり、一つは第 1 期データヘルス計画の振り返りを行うこと、もう一つは第 2 期データヘルス計画の PDCA サイクルをより推進することです。

第 1 期データヘルス計画の振り返りとして、平成 27 年度から平成 30 年度への数値の変化より重点的の取り組んできた保健事業が当共済組合の健康課題に合っていたか、評価（PDCA の『C（Check）』と見直し『A（Act）』を行います。

また、その評価をもとに、第 2 期データヘルス計画の推進強化を図ります。第 1 期データヘルス計画の評価と直近の状況から、第 2 期では当共済組合の健康課題に合った保健事業を見極め『P（Plan）』、より効果的な保健事業の強化『D（Do）』を進めます。

第1章 愛媛支部の基本情報

1 概要

当共済組合は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。）に基づき設立され、公立学校の教職員及び都道府県教育委員会の職員などを組合員とし、組合員・被扶養者を合算した加入者数が 160 万人（平成 30 年度末）を超える大規模な医療保険者です。このため、保健事業の全体を本部が統括し、健診や保健指導の提供をはじめとした、具体的な健康管理のための事業については、各都道府県に設置された支部が主に計画・実施しています。

2 組合員等の状況

（1）一般組合員数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- ・ 全体：11,527 人
- ・ 男性：5,596 人
- ・ 女性：5,931 人

（2）任意継続組合員数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- ・ 全体：680 人
- ・ 男性：302 人
- ・ 女性：378 人

（3）被扶養者数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- ・ 全体：10,113 人

（4）一般組合員平均年齢（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- ・ 全体：46.3 歳
- ・ 男性：47.3 歳
- ・ 女性：45.4 歳

（5）加入者の平均年齢（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- ・ 全体：35.6 歳
- ・ 男性：34.5 歳
- ・ 女性：36.4 歳

第2章 保健事業として対策を講ずるべき疾病の把握と対策の方向性

1 概要

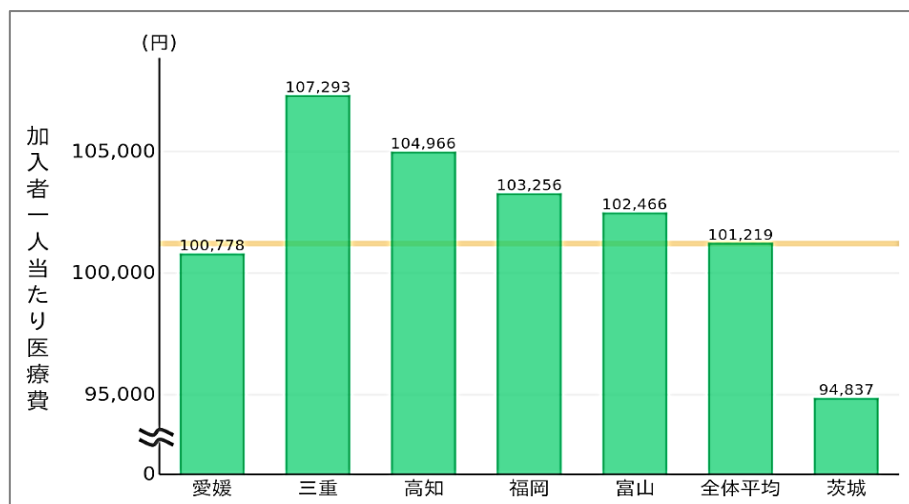
愛媛支部（以下「当支部」といいます。）の疾病構造を把握するために、医療費及び特定健康診査結果の分析を実施しました。分析に際しては、当共済組合の全体平均並びに性・年齢構成の近い茨城支部、富山支部、三重支部、高知支部及び福岡支部と比較することで、当支部の特徴を確認しました。

加入者一人当たり医療費の傾向

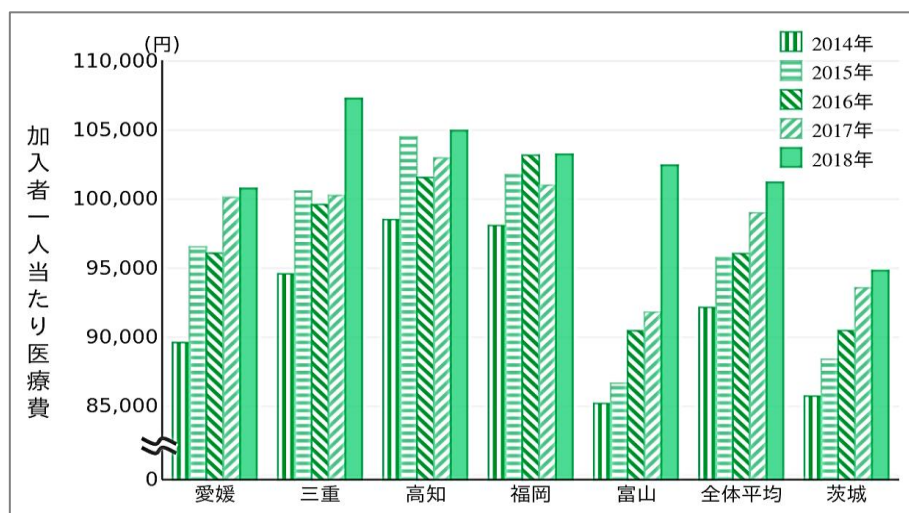
当支部の平成30年度の加入者一人当たり医療費は、100,778円であり、全体平均の101,219円より低く、当支部も含む6支部の中では、2番目に低くなっています。

また、平成26年度の89,615円から増加傾向にあります。

加入者一人当たり医療費の比較（平成30年度）



加入者一人当たり医療費の増減傾向（平成26年度～平成30年度）



2 保健事業として対策を講ずる疾病の整理

(1) 概要

データヘルス計画の目的である「データに基づき効果的・効率的に組合員及び被扶養者の健康維持・増進を図る」に照らし、また、医療保険者として「保健事業により事前に対策を講ずることで、その後の医療機関での治療行為を減らす」ことが優先順位として高いという考えの下に、レセプト（医療費）データ・健診データの分析を実施しました。

(2) 優先順位の高い疾病を把握する方法

医療保険者の立場で対策を講ずるべき優先順位の高い疾病を的確に把握するため、疾病を次のとおりタイプ1からタイプ4までの4つに分類して優先順位をつけることとしました。

縦軸は、健診又は検診によりリスク者を特定することができる疾病かどうかという分類です。

横軸は、保健事業により事前に予防が可能か、事後の治療のみ対策が可能かという分類です。

疾病特性の分類（「対策の性質」と「リスク者の特定の可否」による分類）

		対策の性質	
		事前 (予防)	事後 (治療)
健診・ 検診による リスク者の 特定	できる	タイプ1 (生活習慣病)	タイプ2 (悪性新生物)
	できない	タイプ3 (精神の疾病)	タイプ4 (その他の疾病)

① タイプ1 = 生活習慣病（糖尿病・高血圧など）

- ・健康状態を確認する「健診」でリスク者の特定が可能で、保健事業により事前の予防が可能な疾病です。
- ・生活習慣病のリスク者を特定・優先順位付けし、リスクに応じた予防の対策を講じることが重要です。

② タイプ2 = 悪性新生物（がん）

- ・特定の病気を確認する「検診」でリスク者の特定が可能です、リスク者の

特定ができた段階では治療が中心となり、保健事業により事前の予防が難しい疾病です。

- ・リスク者を早期治療に繋げるために、「検診」で早期発見の機会を提供することが重要です。

③ タイプ3 = 精神の疾病

- ・医療保険者による健診又は検診でのリスク者の特定が難しいものの、発生している年代、性別、所属などを確認し、それに応じた予防を全体に講じることが可能な疾病です。
- ・組合員の精神の疾病に関しては、職場での対応が中心となりますが、保険者の立場からの支援も考えられます。
- ・なお、花粉症、インフルエンザなどの季節性の疾病である「呼吸器系疾患」は、予防接種など対策が限られることから、優先順位の判断の際には、除外しています。

④ タイプ4 = その他の疾病

- ・健診又は検診によるリスク者の特定が難しく、保健事業により事前の予防も難しい疾病です。
- ・予防の対策を講じることができないため、医療保険者として適切な給付を行うことのみになります。

(3) タイプ別の具体的な傷病について

(2) の分類については、予防医学の専門的な知識がない者でも、対策が必要な疾病を的確に把握し、その原因の類推ができるように工夫されたものとなっています。

今回は、下表のとおり具体的な疾病を(2)により分類しました。

公立学校共済組合として再整理したタイプ別の疾病

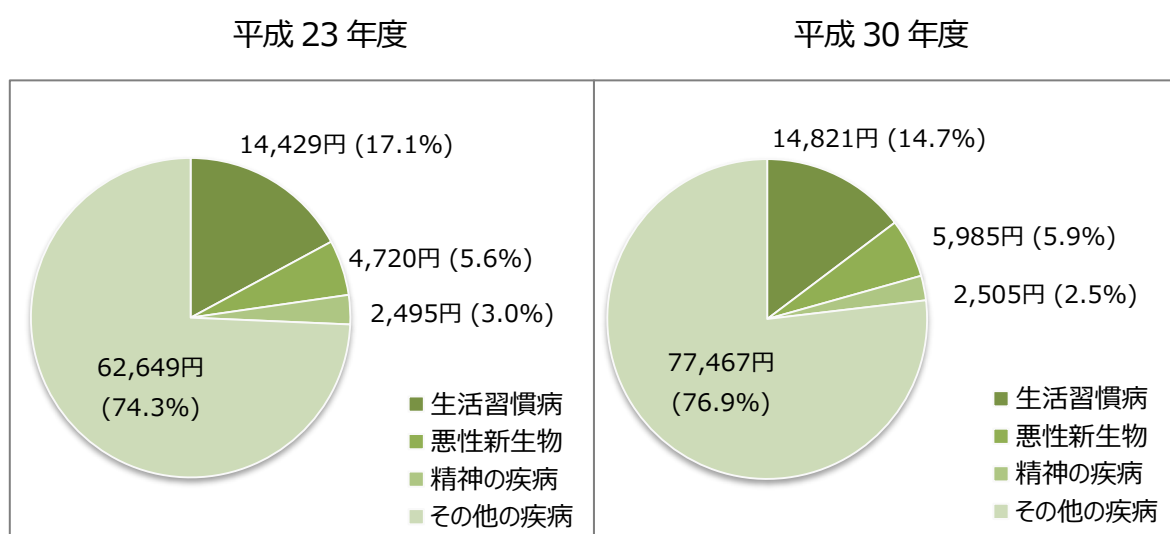
タイプ	疾病	具体的な疾病名
タイプ1	生活習慣病	糖尿病
		その他の内分泌、栄養及び代謝疾患（脂質代謝異常など）
		高血圧性疾患
		虚血性心疾患
		くも膜下出血
		脳内出血
		脳梗塞
		脳動脈硬化（症）
		その他の脳血管疾患（動脈瘤など）
		動脈硬化（症）
		慢性閉塞性肺疾患
		アルコール性肝疾患
		腎不全
タイプ2	悪性新生物	胃の悪性新生物
		結腸の悪性新生物
		直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物
		気管、気管支及び肺の悪性新生物
		乳房の悪性新生物
		子宮の悪性新生物
タイプ3	精神の疾病	気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）
		神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
タイプ4	その他の疾病	タイプ1～3以外の疾患（リウマチ性疾患・先天性の疾患など）

3 タイプ別の加入者一人当たり医療費

(1) 概要

平成 30 年度における加入者一人当たり医療費を、「疾病特性の分類」のタイプ別に確認したところ、最も多いのは、その他の疾病（77,467 円、76.9%）であり、次いで生活習慣病（14,821 円、14.7%）、悪性新生物（5,985 円、5.9%）、精神の疾病（2,505 円、2.5%）でした。また、各タイプの増加・減少傾向を確認したところ、全て増加しています。

疾病特性の分類におけるタイプ別の加入者一人当たり医療費の内訳



加入者一人当たり医療費の推移（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

疾病	平成 23 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	傾向 (平成 23 年度比)	
生活習慣病	14,429 円	14,779 円	14,821 円	↑	392 円
悪性新生物	4,720 円	6,849 円	5,985 円	↑	1,265 円
精神の疾病	2,495 円	2,475 円	2,505 円	↑	10 円
その他の疾病	62,649 円	72,443 円	77,467 円	↑	14,818 円
合計	84,293 円	96,546 円	100,778 円	↑	16,485 円

※ その他の疾病には、季節性の疾病を含んでいます。

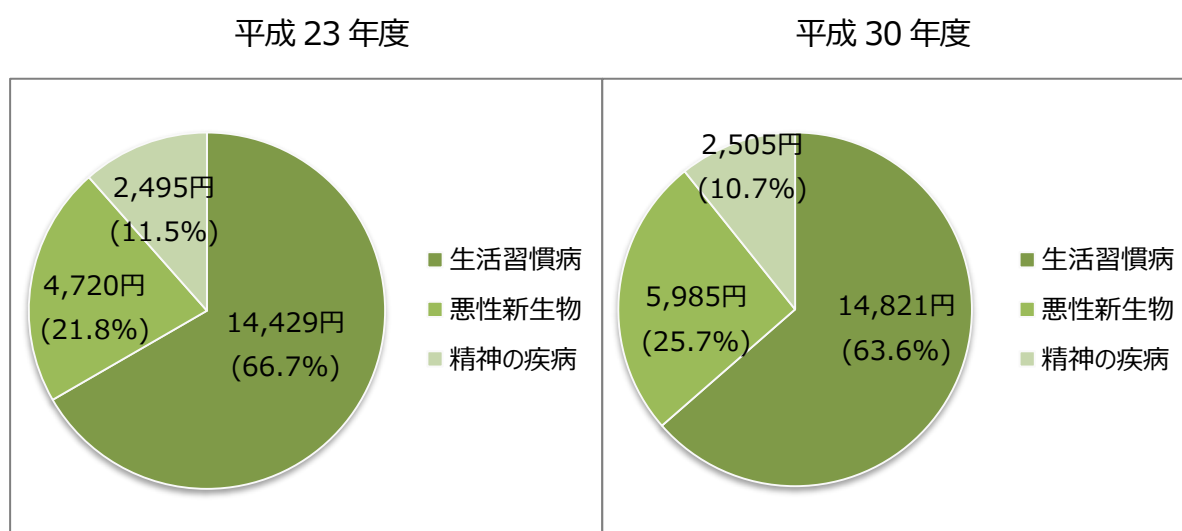
(2) 生活習慣病などの対策を講ずる優先順位

生活習慣病（タイプ1）、悪性新生物（タイプ2）、精神の疾病（タイプ3）の3タイプの疾病について、加入者一人当たり医療費の観点に限って、対策を講ずるべき優先順位を考えると、3タイプの疾病の中で、生活習慣病が占める割合が63.6%と最も多くなっていることから生活習慣病を優先順位が最も高い疾病と位置付けました。

また、その次は、悪性新生物の占める割合が25.7%と高いため、悪性新生物を優先順位の第2位と位置付けました。

さらに、優先順位の第3位として精神の疾病を位置付け、対策を講ずる優先順位は、生活習慣病 > 悪性新生物 > 精神の疾病 の順としました。

タイプ1～3の加入者一人当たり医療費の内訳



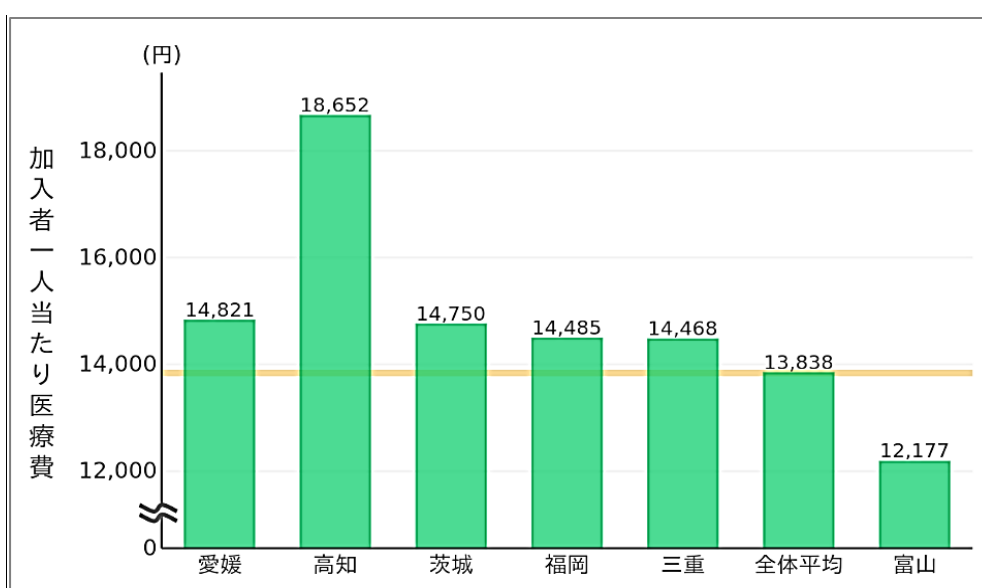
4 生活習慣病の詳細傾向と対策の方向性

(1) 加入者一人当たり医療費の状況

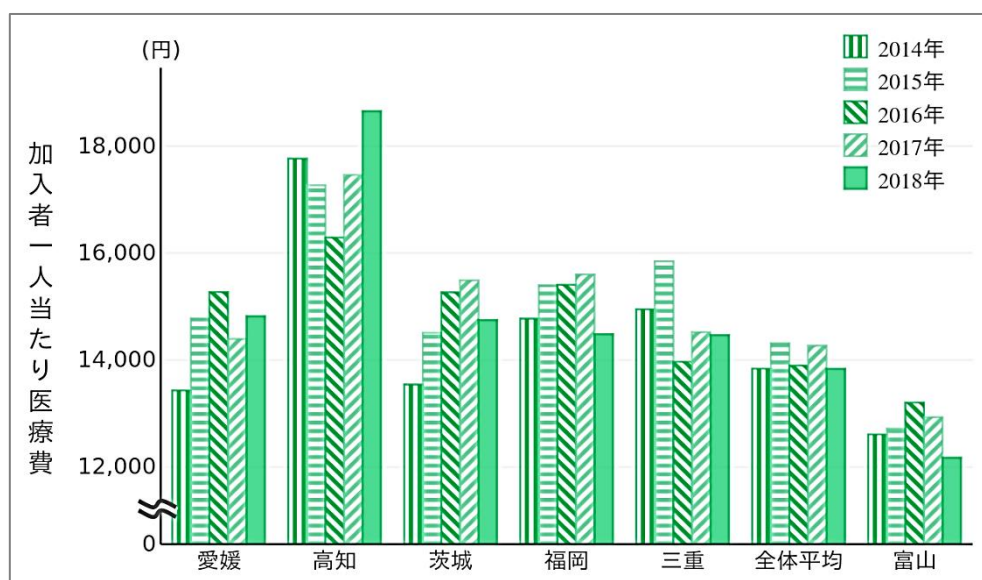
当支部の平成30年度の生活習慣病における加入者一人当たり医療費は14,821円で、全体平均の13,838円より983円高く、また、比較6支部の中でも2番目に高いため、対策による改善可能性があるものと考えられます。

また、当支部の経年変化を確認してみると、平成29年度に一度減少はしたものの、増加傾向にあることが分かります。

生活習慣病における加入者一人当たり医療費の比較（平成30年度）



生活習慣病における加入者一人当たり医療費の増減傾向（平成26年度～平成30年度）



(2) 有病者率及び有病者一人当たり医療費

ア 概要

多くの人が罹る病気について、病気になる人を減らす・増やさない取組（1次予防）や、重症者が多い病気の医療機関への早期受診勧奨（2次予防）、重症化予防（3次予防）といった「対策の方向性」を明確にすることを目的として、生活習慣病における加入者一人当たり医療費を「有病者率」及び「有病者一人当たり医療費」に分解して、より詳細に確認することとしました。

有病者率と有病者一人当たり医療費（「対策の方向性」を明確にする考え方）

$$\text{加入者一人当たり医療費} = \frac{\text{受診者数}}{\text{加入者数}} \times \frac{\text{医療費}}{\text{受診者数}}$$

The diagram shows the formula above. Below the fraction, two green arrows point downwards. The first arrow points from '加入者数' (Number of members) to '(有病者率)' (Prevalence rate). The second arrow points from '受診者数' (Number of patients) to '(有病者一人当たり医療費)' (Per-patient medical cost).

① 有病者率

- ・有病者率は、加入者のうち、その疾病で医療機関に受診している者の割合を示しています。
- ・有病者率の高い疾病⇨「多くの人がある疾病で医療機関に受診している」と考えられることから、病気になる人を減らす・増やさない取組み（1次予防）が重要であると考えられます。

② 有病者一人当たり医療費

- ・その疾病で医療機関に受診している者のその疾病に対する一人当たり医療費を示しています。
- ・有病者一人当たり医療費が高い⇨「その疾病の重症化が進んでいる」と考えられることから、早期治療の勧奨を促す受診勧奨（2次予防）や重症化予防（3次予防）が重要であると考えられます。

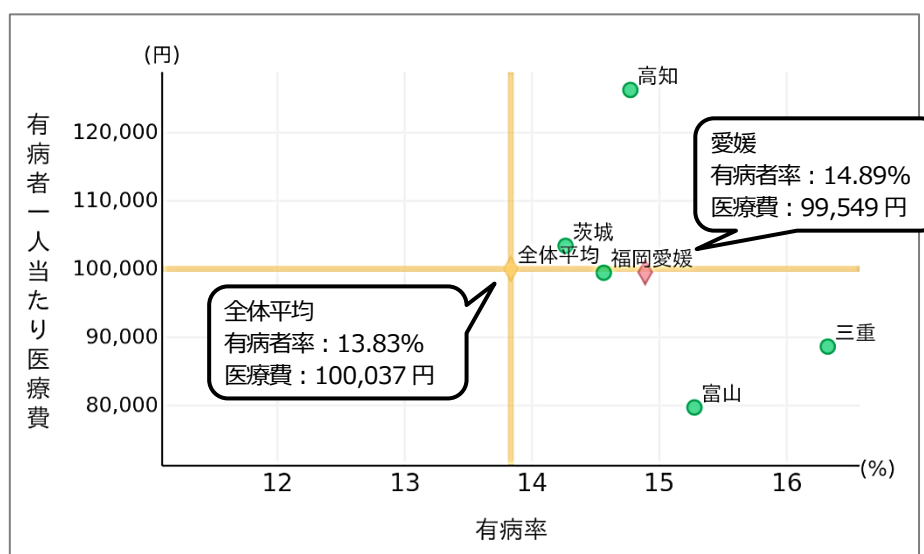
イ 有病者率及び有病者一人当たり医療費の状況

当支部の平成 30 年度の生活習慣病における有病者率は 14.89%で、有病者一人当たり医療費は 99,549 円となっています。

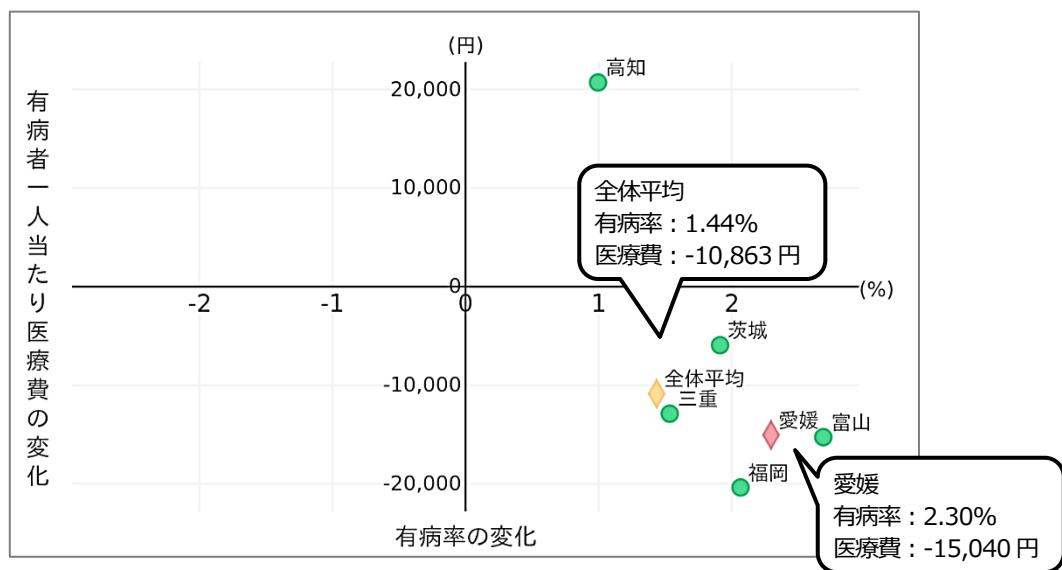
特徴として、有病者率は全体平均の 13.83%より高く、比較 6 支部の中では 3 番目に高くなっています。また、有病者一人当たり医療費は、全体平均 100,037 円より 488 円低いものの、比較 6 支部の中では 3 番目に高くなっています。

平成 23 年度から平成 30 年への経年変化を確認すると、当支部の有病者率の増減は+2.30%で、全体平均の+1.44%より高いですが、有病者一人当たり医療費は 15,040 円減少しており、比較 6 支部の中では 3 番目に減少しています。

生活習慣病における有病者率と有病者一人当たり医療費の比較（平成 30 年度）



生活習慣病における有病者率と有病者一人当たり医療費の推移（平成 23 年度⇒平成 30 年度）



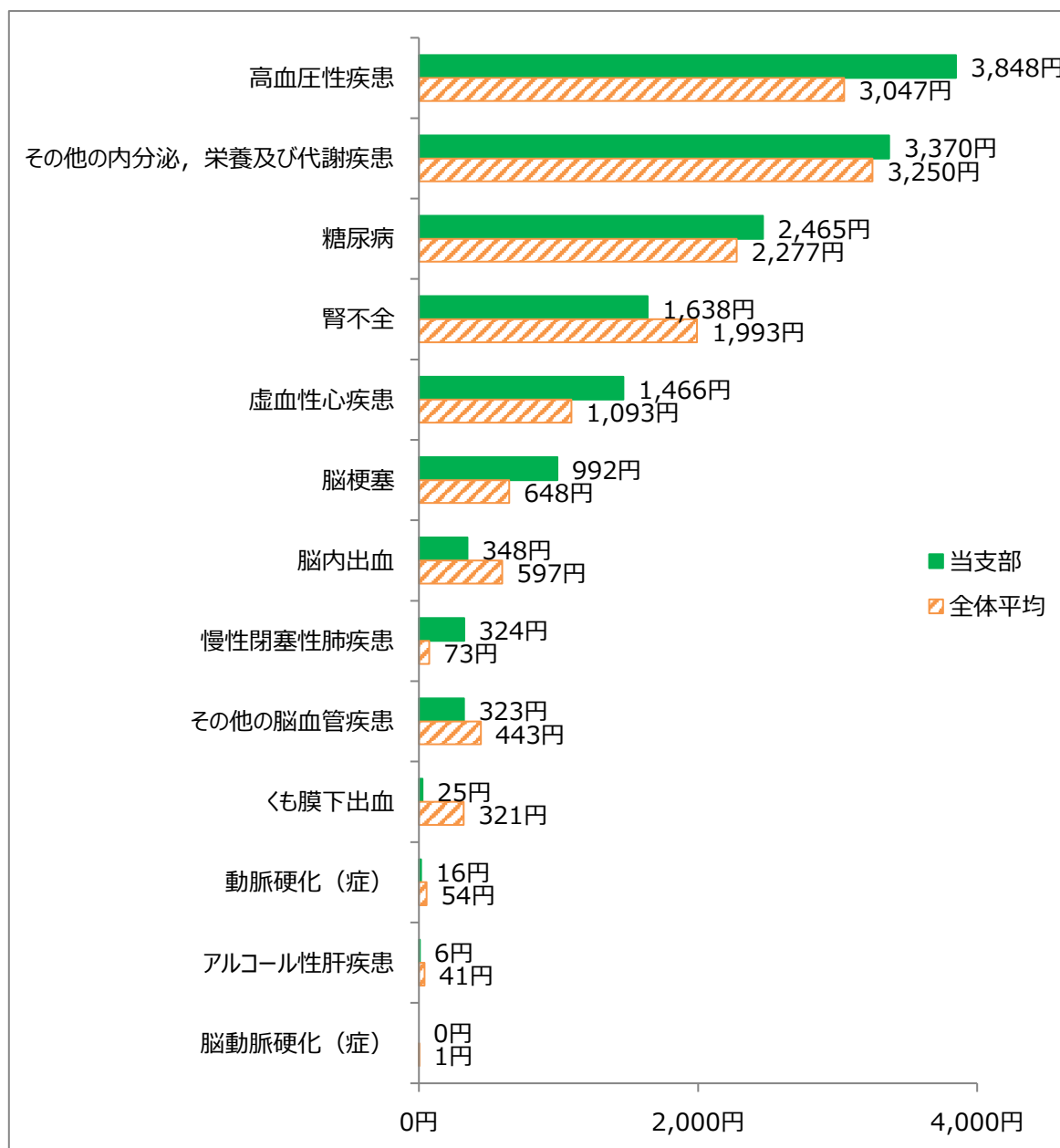
(3) 生活習慣病における加入者一人当たり医療費の内訳

ア 疾病別加入者一人当たり医療費

加入者一人当たり医療費の内訳を確認すると、上位 5 つは、「高血圧疾患」で 3,848 円 (26.0%)、「その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患」で 3,370 円 (22.7%)、「糖尿病」で 2,465 円 (16.6%)、「腎不全」で 1,638 円 (11.1%)、「虚血性心疾患」で 1,466 円 (9.9%) となっています。全体平均と比較しても、上位 5 疾病のうち「腎不全」を除いた 4 疾病、とくに「高血圧性疾患」及び「虚血性心疾患」の医療費が高くなっていることが分かります。

※「%」は生活習慣病における疾病別加入者一人当たり医療費全体に占める割合

生活習慣病における疾病別加入者一人当たり医療費（平成 30 年度）



イ 疾病別加入者一人当たり医療費の経年変化

上位 5 つの疾病の平成 23 年度から平成 30 年度の増減を確認すると、「高血圧性疾患」が 400 円、「その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患」が 344 円、「糖尿病」が 341 円, 「虚血性心疾患」が 406 円増加している一方、「腎不全」が 1,123 円減少しています。

生活習慣病における加入者一人当たり医療費の推移（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	平成 23 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	傾向 (平成 23 年度比)	
高血圧性疾患	3,448 円	3,838 円	3,848 円	↑	400 円
その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	3,026 円	3,131 円	3,370 円	↑	344 円
糖尿病	2,124 円	2,392 円	2,465 円	↑	341 円
腎不全	2,761 円	1,896 円	1,638 円	↓	-1,123 円
虚血性心疾患	1,060 円	1,226 円	1,466 円	↑	406 円
脳梗塞	530 円	1,152 円	992 円	↑	462 円
脳内出血	487 円	535 円	348 円	↓	-139 円
慢性閉塞性肺疾患	159 円	106 円	324 円	↑	165 円
その他の脳血管疾患	158 円	273 円	323 円	↑	165 円
くも膜下出血	590 円	31 円	25 円	↓	-565 円
動脈硬化（症）	24 円	159 円	16 円	↓	-8 円
アルコール性肝疾患	62 円	35 円	6 円	↓	-56 円
脳動脈硬化（症）	0 円	6 円	0 円	→	0 円

(4) 生活習慣病における疾病別有病者率と有病者一人当たり医療費の内訳

疾病別有病者率と有病者一人当たり医療費の経年変化

疾病別の有病者率を確認すると、有病者率が高いものは、「その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患」が 6.08%、「高血圧性疾患」が 5.02%、「糖尿病」が 2.13%となっています。平成 23 年度と比べると、ほとんどの疾病の有病者率が増加傾向にあることが分かります。

有病者一人当たり医療費で見ると、「腎不全」が平成 23 年度と比べると大幅に減少しているものの際立って高くなっています。

生活習慣病における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	5.51%	6.21%	6.08%	↑	54,967 円	50,387 円	55,419 円	452 円
高血圧性疾患	4.26%	4.86%	5.02%	↑	80,986 円	79,009 円	76,699 円	-4,287 円
糖尿病	1.84%	2.14%	2.13%	↑	115,416 円	111,832 円	115,820 円	404 円
虚血性心疾患	0.67%	0.82%	0.82%	↑	158,123 円	149,386 円	178,325 円	20,202 円
慢性閉塞性肺疾患	0.12%	0.53%	0.70%	↑	130,007 円	20,208 円	46,671 円	-83,336 円
脳梗塞	0.42%	0.38%	0.44%	↑	127,899 円	303,346 円	223,398 円	95,499 円
その他の脳血管疾患	0.26%	0.39%	0.41%	↑	61,719 円	69,616 円	78,081 円	16,362 円
脳内出血	0.13%	0.16%	0.19%	↑	387,083 円	344,799 円	184,086 円	-202,997 円
腎不全	0.13%	0.13%	0.17%	↑	2,071,545 円	1,498,325 円	980,407 円	-1,091,138 円
動脈硬化（症）	0.05%	0.06%	0.06%	↑	46,882 円	260,303 円	25,599 円	-21,283 円
くも膜下出血	0.06%	0.06%	0.04%	↓	995,439 円	53,715 円	70,035 円	-925,404 円
アルコール性肝疾患	0.05%	0.03%	0.03%	↓	119,473 円	106,726 円	23,680 円	-95,793 円
脳動脈硬化（症）	0.00%	0.02%	0.00%	→	0 円	34,968 円	0 円	0 円

疾病別加入者一人当たり医療費からは、「高血圧性疾患」、「その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患」、「糖尿病」、「腎不全」、「虚血性心疾患」が高く、対策の中心に据えるべきものとして考えられます。それぞれ疾患の有病者率、有病者一人当たり医療費の多寡、増減、また疾患特性を踏まえて、病気になる人を減らす・増やさない取組み（1 次予防（個別性の高い情報提供・特定保健指導等））と悪化者を減らす・増やさないための取組み（2 次予防（受診勧奨）、3 次予防（重症化予防））の対策を検討・実施していきます。

【参考・全体平均】生活習慣病における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	4.88%	5.65%	5.93%	↑	56,939 円	57,502 円	54,829 円	-2,110 円
高血圧性疾患	4.57%	4.79%	4.80%	↑	74,978 円	68,822 円	63,446 円	-11,532 円
糖尿病	1.82%	1.94%	1.97%	↑	123,968 円	120,348 円	115,698 円	-8,270 円
虚血性心疾患	0.70%	0.72%	0.71%	↑	166,117 円	166,912 円	154,567 円	-11,550 円
その他の脳血管疾患	0.36%	0.43%	0.44%	↑	124,108 円	109,952 円	101,972 円	-22,136 円
脳梗塞	0.43%	0.42%	0.38%	↓	148,012 円	151,268 円	169,893 円	21,881 円
慢性閉塞性肺疾患	0.20%	0.22%	0.23%	↑	40,177 円	37,651 円	31,979 円	-8,198 円
腎不全	0.09%	0.10%	0.15%	↑	2,367,966 円	2,095,195 円	1,350,910 円	-1,017,056 円
脳内出血	0.12%	0.13%	0.13%	↑	444,037 円	419,345 円	470,662 円	26,625 円
動脈硬化（症）	0.07%	0.07%	0.07%	→	78,617 円	75,595 円	77,777 円	-840 円
くも膜下出血	0.06%	0.07%	0.06%	→	463,590 円	514,420 円	522,451 円	58,861 円
アルコール性肝疾患	0.04%	0.04%	0.04%	→	93,050 円	98,600 円	100,163 円	7,113 円
脳動脈硬化（症）	0.01%	0.02%	0.00%	↓	46,511 円	26,509 円	27,708 円	-18,803 円

(5) 特定健康診査の結果による生活習慣病リスクの把握

まだ医療費としては発生していない生活習慣病の潜在的なリスクを確認することを目的に、下表の特定保健指導の階層化等の基準に基づき、平成 30 年度の特定健康診査の結果データを「健康分布」の図を用いて分析しました。

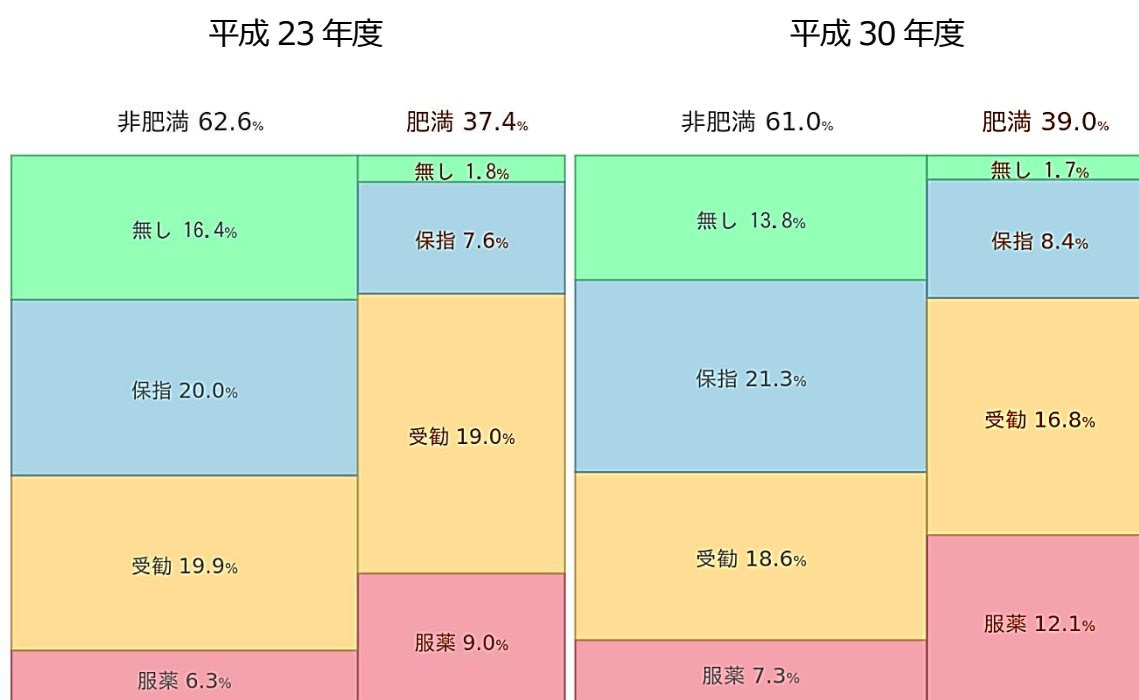
図の横軸が肥満状況で、「肥満者（内臓脂肪型肥満）」が 39.0%、「非肥満者」が 61.0%となっており、肥満者は平成 23 年度から 1.6%増加しています。

図の縦軸が生活習慣病のリスク保有状況で、肥満者の内訳をみると、「受診勧奨域の者」が 16.8%と最も多く、続いて「服薬者」が 12.1%、「保健指導域の者」が 8.4%、「リスクがない者」が 1.7%でした。

同様に、非肥満者の内訳をみると、「保健指導域の者」が 21.3%と最も多く、続いて「受診勧奨域の者」が 18.6%、「リスクがない者」が 13.8%、「服薬者」が 7.3%でした。

肥満・非肥満で区別しない場合、「保健指導域の者」は全体の 29.7%を占め、「受診勧奨域の者」は 35.4%、「服薬者」は 19.4%を占めていることがわかり、服薬者を除くと、特定健康診査の結果から何らかの生活習慣病対策が必要な者は、66.8%を占めることがわかりました。

健康分布図比較



① 肥満度(横軸)

肥満：腹囲が男性 85 cm 以上、女性 90 cm 以上、もしくはBMIが 25 以上の者

非肥満：肥満に該当しない者

※BMIとは、Body Mass Index(ボディ・マス・インデックス)の略で、体格指数とも呼ばれ、体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で計算します。

② 生活習慣病のリスク度(縦軸)

服薬：特定健康診査の間診において「血圧」、「血糖」及び「脂質」の服薬について「服薬あり」と回答している者

受診勧奨域：「服薬」でない者のうち、下記の血液検査項目について、受診勧奨値以上の項目を1つ以上保有している者

保健指導域：「服薬」、「受診勧奨域」ではない者のうち、下記の血液検査項目について、保健指導値以上の項目を1つ以上保有している者

リスクなし：「服薬」、「受診勧奨域」及び「保健指導域」に該当しない者

※リスクなし以外(「服薬」、「受診勧奨域」、「保健指導域」)の者をリスク者として考えます。

血液検査項目

		受診勧奨値	保健指導値
血糖	空腹時血糖 (mg/dl)	126 以上	100 以上
	ヘモグロビン A1c (NGSP 値として) (%)	6.5 以上	5.6 以上
脂質	中性脂肪 (mg/dl)	300 以上	150 以上
	HDL コレステロール (mg/dl)	34 以下	39 以下
血圧	収縮期血圧 (mmHg)	140 以上	130 以上
	拡張期血圧 (mmHg)	90 以上	85 以上
肝機能	AST (GOT) (U/I)	51 以上	31 以上
	ALT (GPT) (U/I)	51 以上	31 以上
	Γ-GT (γ-GTP) (U/I)	101 以上	51 以上

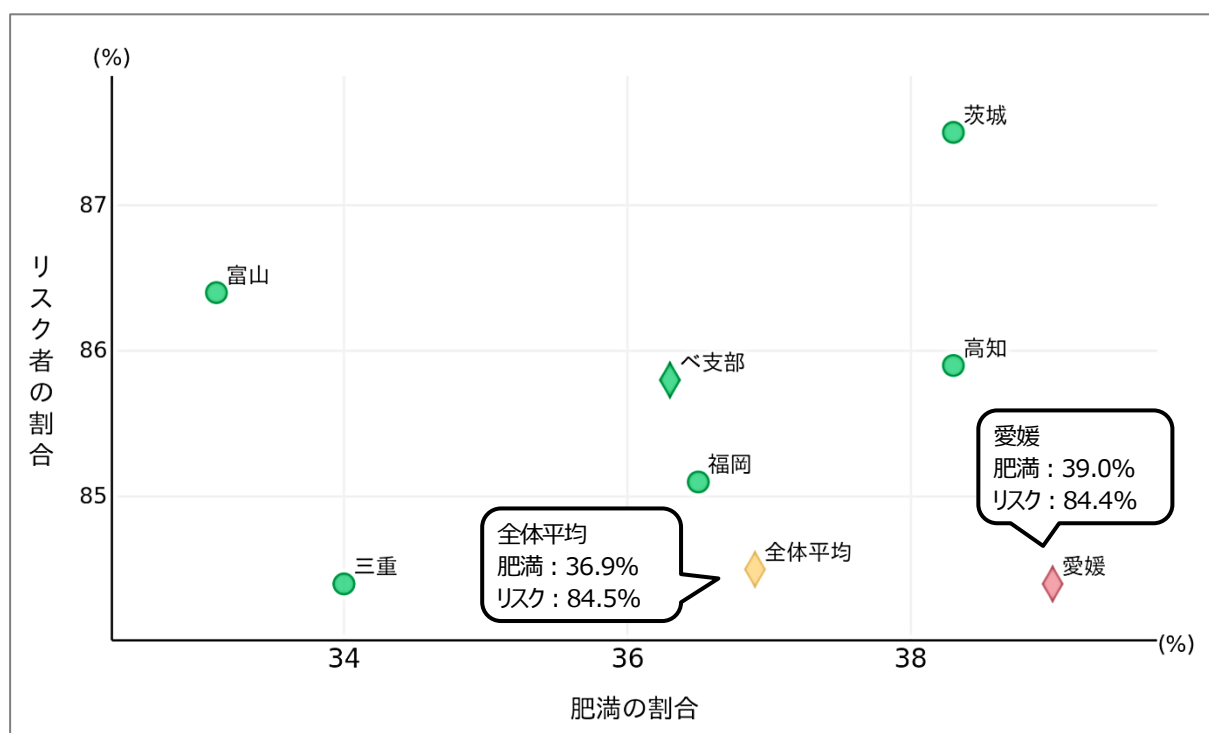
(6) 肥満状況及び生活習慣病リスク状況の全体・支部間比較と経年推移

ア 肥満状況と生活習慣病リスク状況の全体・支部間比較

肥満状況と生活習慣病リスクの全体・支部間比較を確認すると、当支部は、肥満の割合は 39.0%で全体平均 36.9%より高く、比較 6 支部の中では最も高い割合となっています。リスク者の割合は 84.4%で全体平均 84.5%より僅かに低く、比較 6 支部の中では最も低い割合となっています。

※『べ支部』とは、ベンチマークとなる 5 支部の平均値です。

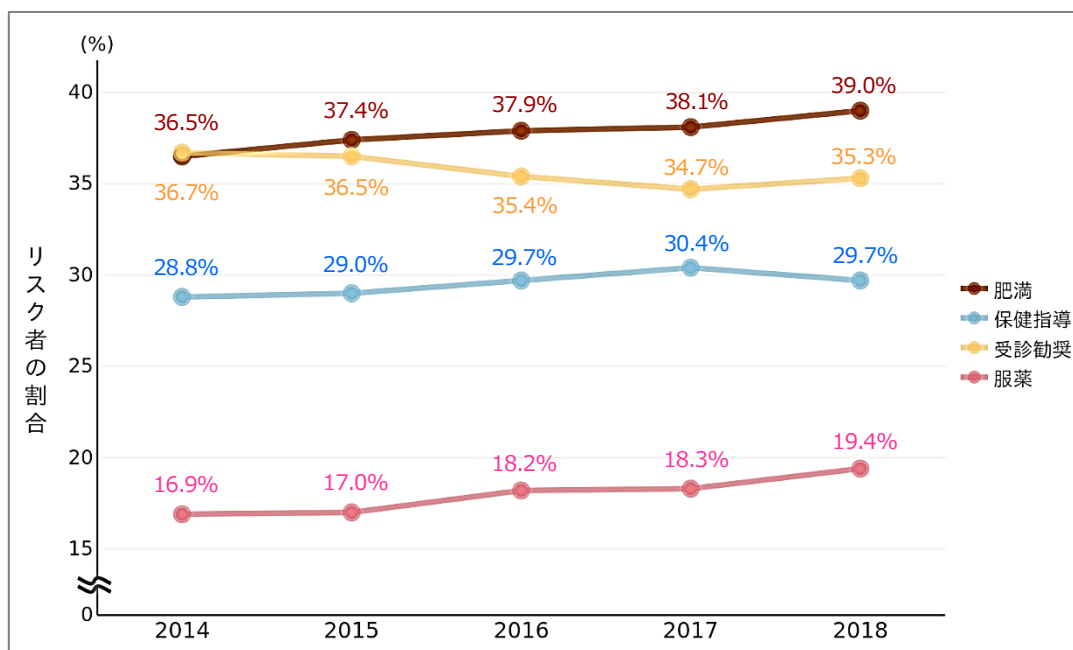
肥満・リスク者割合の支部間比較（平成 30 年度）



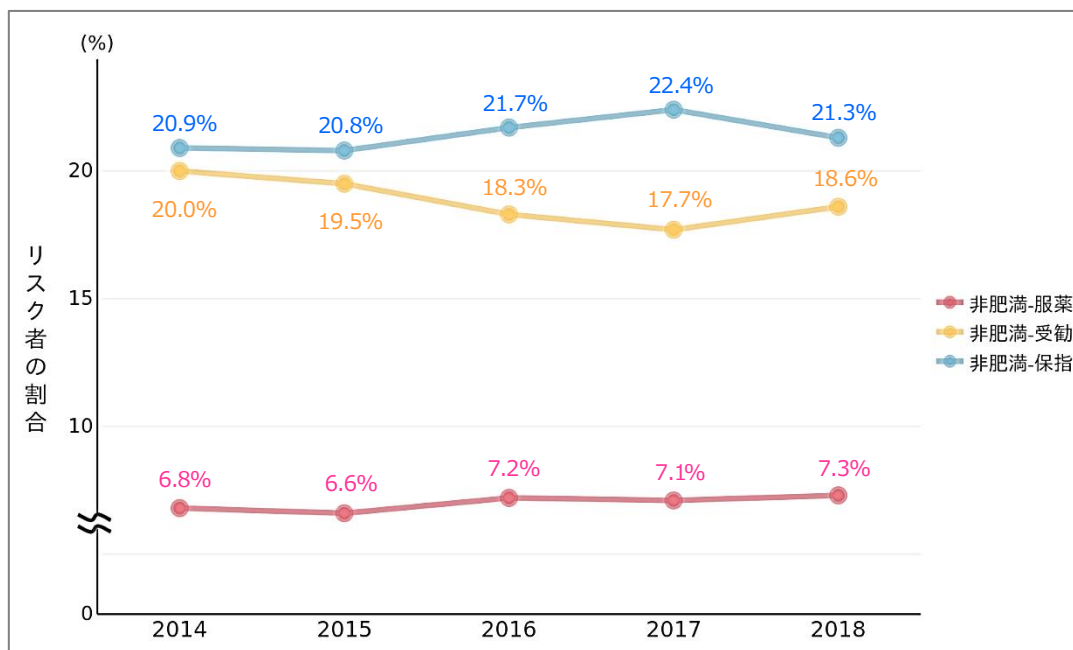
イ 肥満状況と生活習慣病リスク状況の経年推移

当支部の肥満状況と生活習慣病リスク状況の経年推移を確認すると、平成 26 年度から肥満割合及びリスク者の割合は増加傾向にあります。リスク者の内訳を見ると、保健指導及び受診勧奨の割合は横ばいである一方で、服薬の割合は年々増加していることがわかります。非肥満者内のリスク者割合は横ばいとなっていますが、肥満者の割合が増えているためと考えられるため、特定保健指導に限らないリスク者対策及び肥満を防ぐ対策の必要性が高いと考えられます。

肥満・リスク者割合の経年推移（平成 26 年度⇒平成 30 年度）



非肥満におけるリスク者の割合推移（平成 26 年度⇒平成 30 年度）



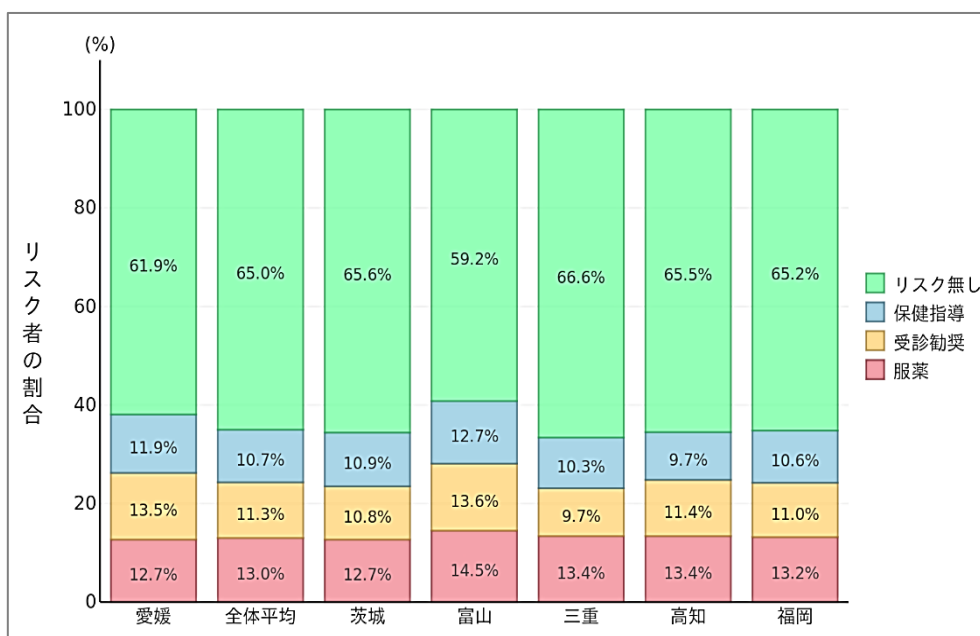
(7) 健診項目別リスク者の割合

ア 「血压」におけるリスク者の割合と全体・他支部間比較

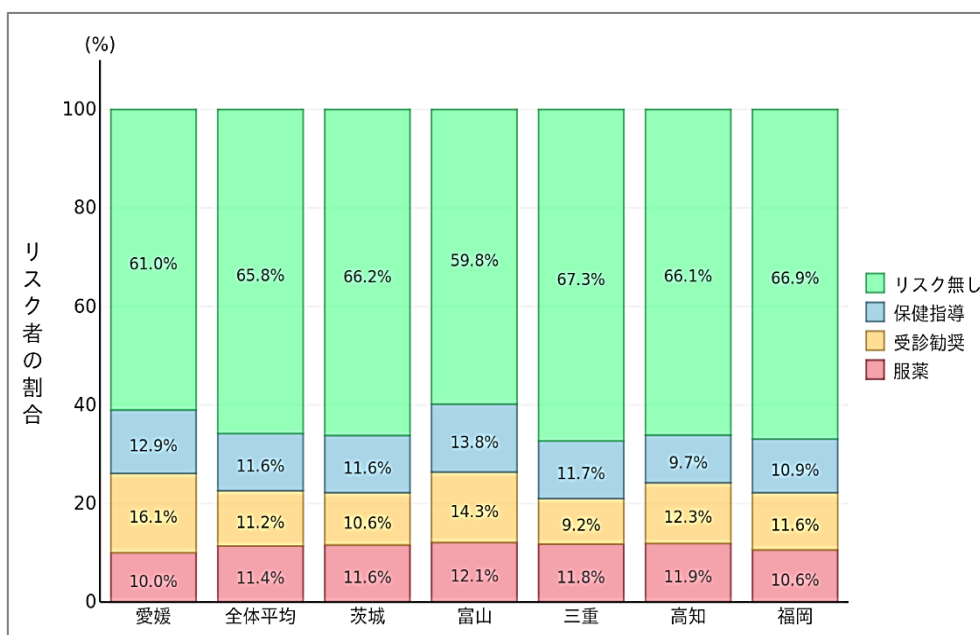
当支部における平成30年度の「血压」のリスク者は38.1%です。全体平均(35.0%)と比べると高く、比較6支部の中では、2番目に高い割合です。

平成23年度と比べると、リスク者の割合は減少していますが、服薬の割合が増加していることが分かります。

「血压」のリスク状態比較（平成30年度）



「血压」のリスク状態比較（平成23年度）

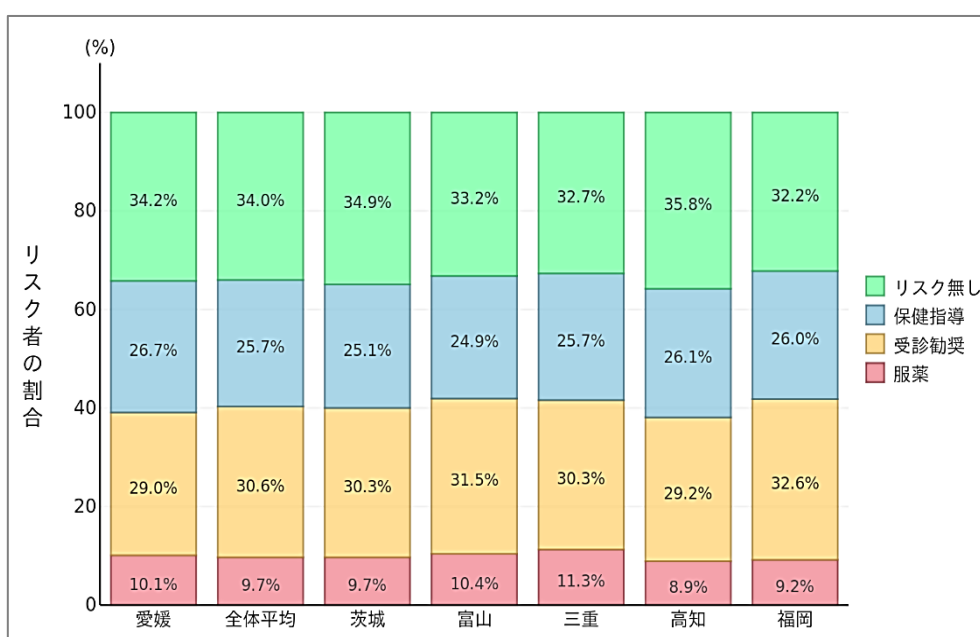


イ 「脂質」におけるリスク者の割合と全体・他支部間比較

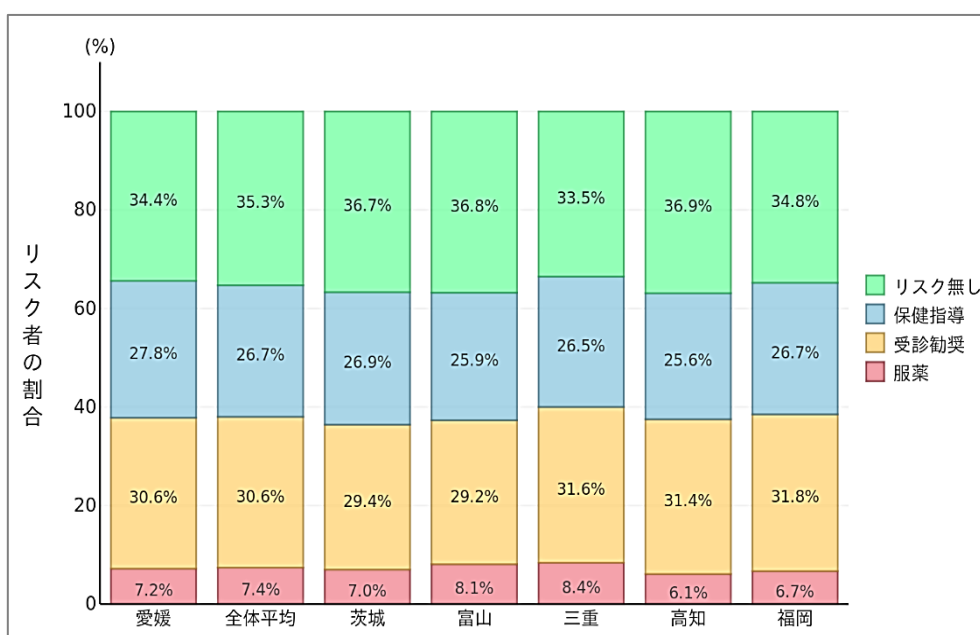
「脂質」のリスク者は 65.8%です。健診項目別にリスク者の割合を確認すると、1 番多く、これが「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」の医療費が大きくなっていることに繋がっていると考えられます。全体平均（66.0%）より僅かに低く、比較 6 支部の中では 3 番目に低い割合となっています。

平成 23 年度と比べると、リスク者の割合及び服薬者の割合ともに増加しています。

「脂質」のリスク状態比較（平成 30 年度）



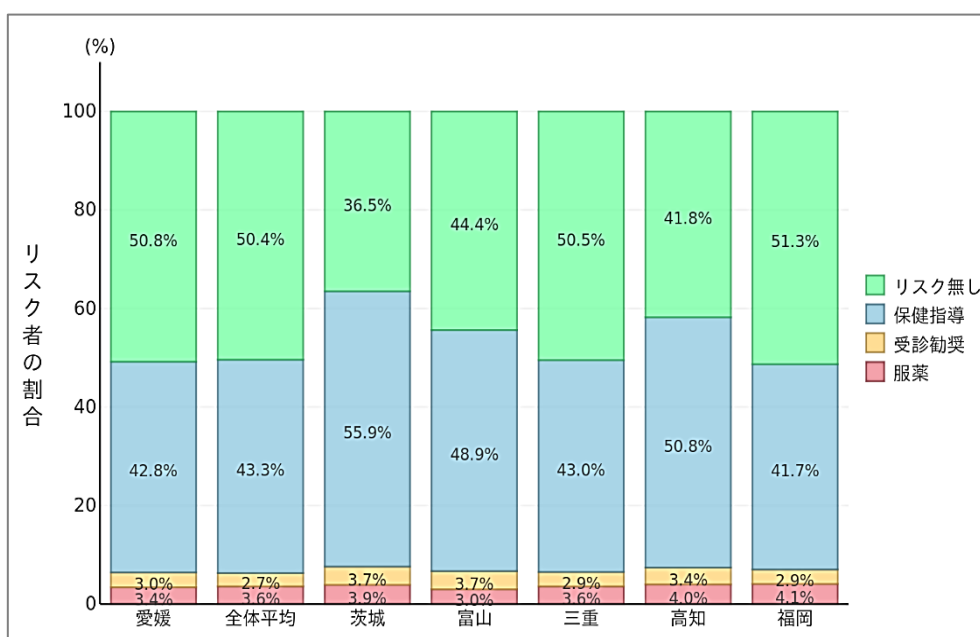
「脂質」のリスク状態比較（平成 23 年度）



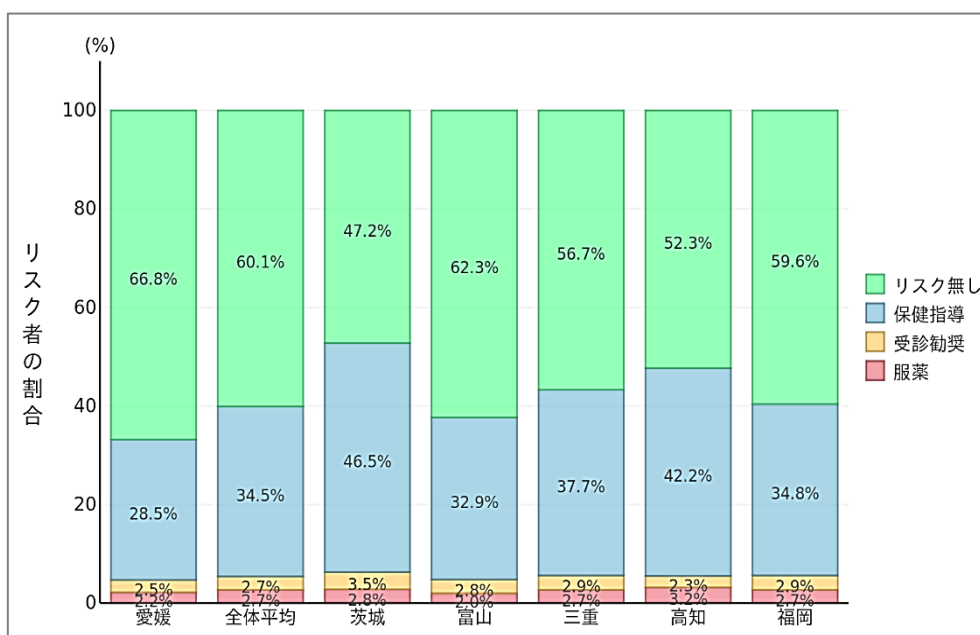
ウ 「血糖」におけるリスク者の割合と全体・他支部間比較

「血糖」のリスク者は 49.2%です。脂質に次いでリスク者が多いです。全体平均 (49.6%) と比べると低く、比較 6 支部の中では 2 番目に低い割合となっていますが、平成 23 年度と比べると、リスク者の割合が大きく増加 (+16.0%) しています。

「血糖」のリスク状態比較（平成 30 年度）



「血糖」のリスク状態比較（平成 23 年度）

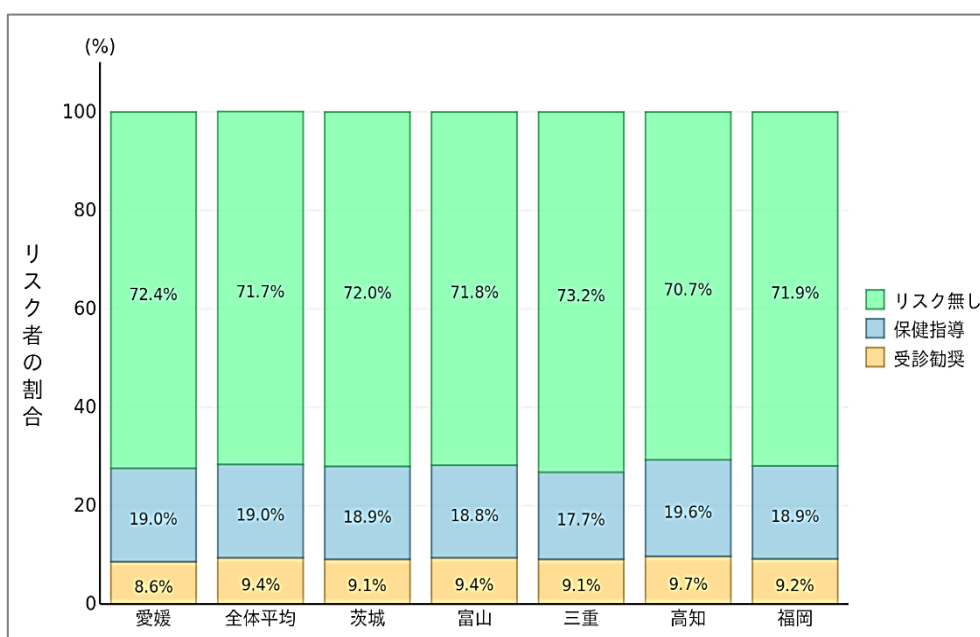


エ 「肝機能」におけるリスク者の割合と全体・他支部間比較

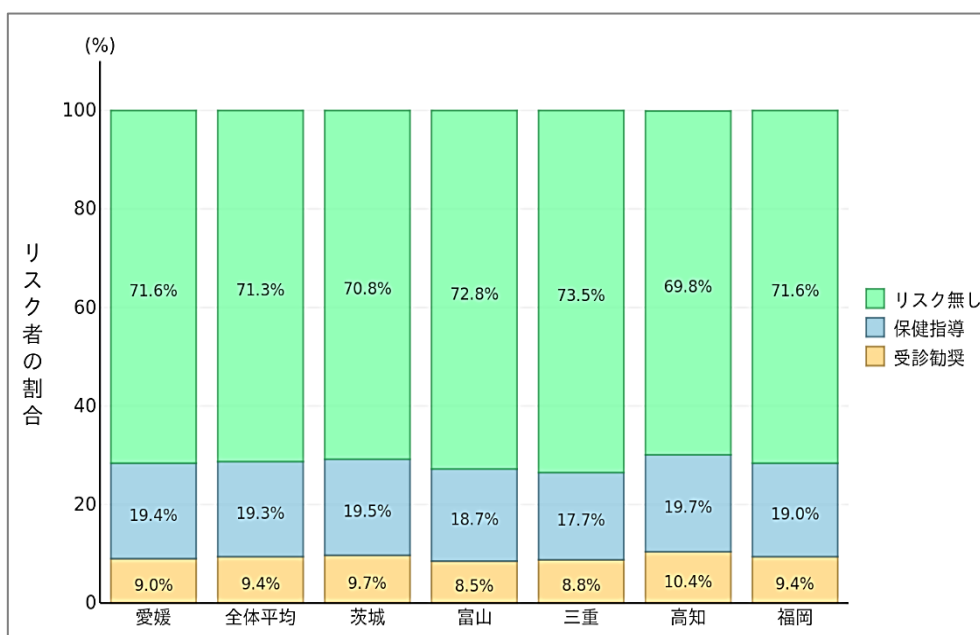
「肝機能」のリスク者は 27.6%です。血糖、血圧、脂質に比べるとリスク者は少ないです。全体平均（28.4%）よりも低く、比較 6 支部の中では 2 番目に低い割合となっています。

平成 23 年度と比べても、リスク者の割合は減少しています。

「肝機能」のリスク状態比較（平成 30 年度）



「肝機能」のリスク状態比較（平成 23 年度）

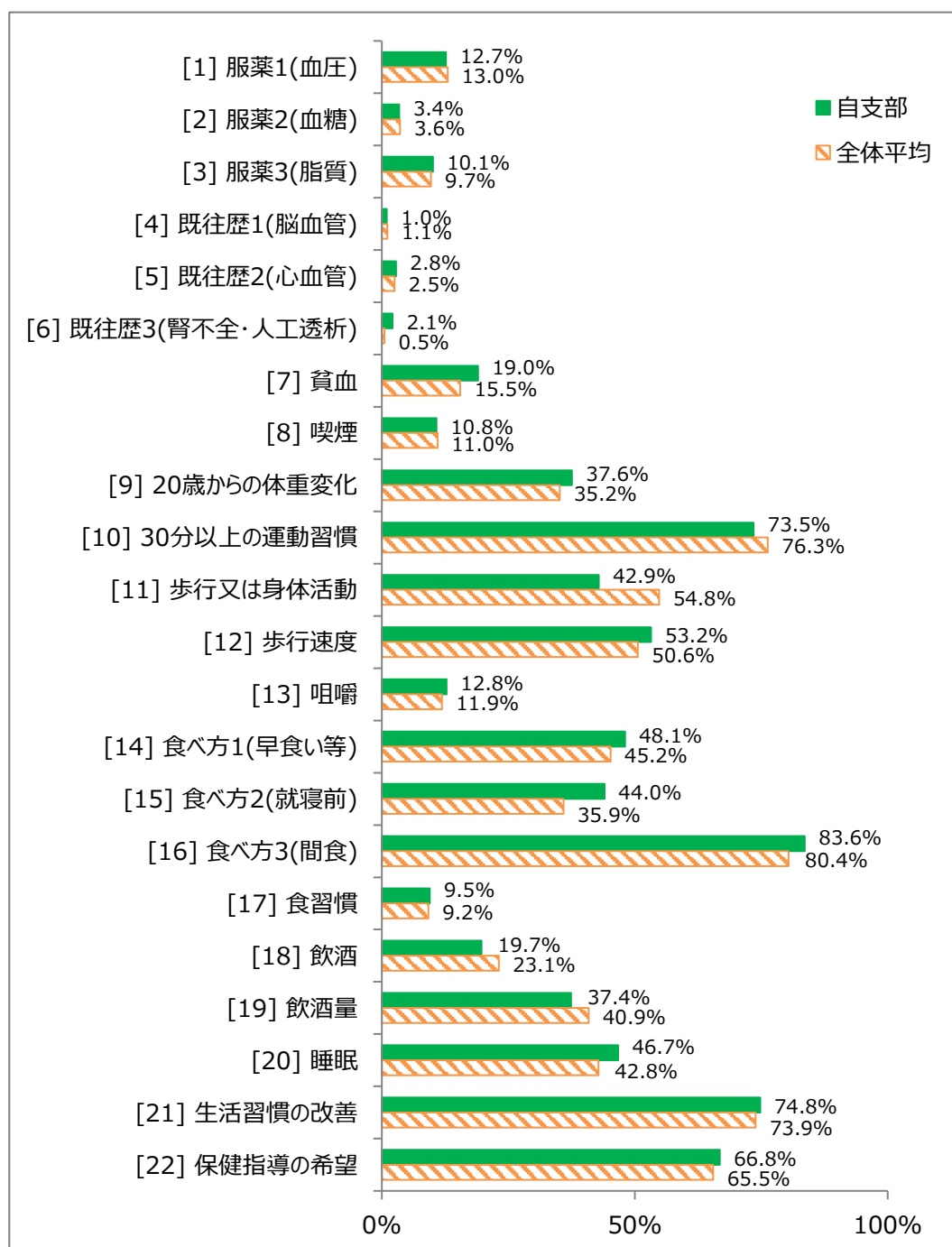


(8) 問診における生活習慣の割合

問診を確認してみると、30分以上の運動習慣、歩行又は身体活動及び飲酒に関する項目は、全体平均より低い（良い）傾向にあります。一方で、食習慣に関する項目は、全体平均と比べると高い（悪い）傾向にあり、改善に向けた対策の必要性が高いと考えられます。

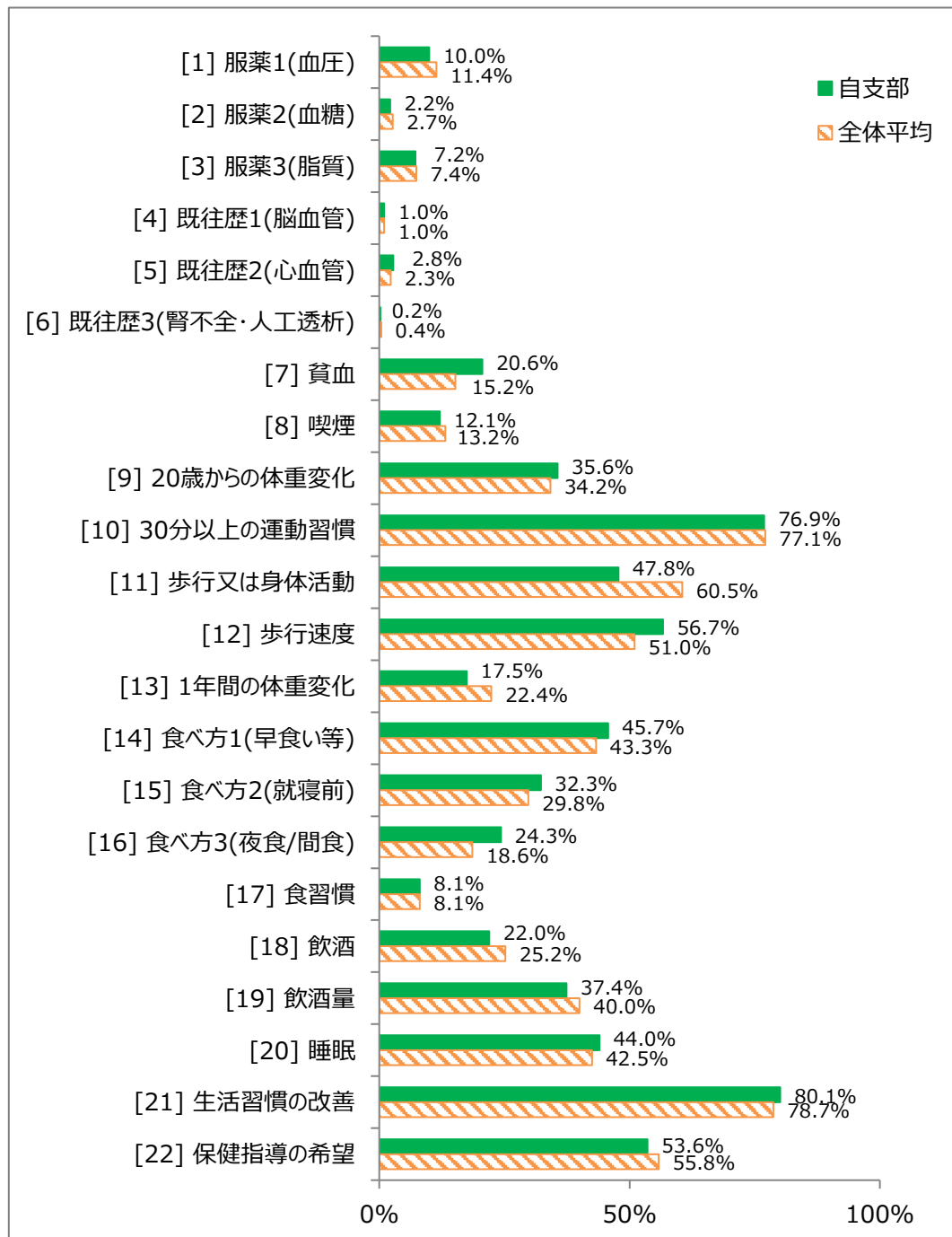
問診における生活習慣の割合（平成 30 年度）

※ 割合が高いほど、問診における良くない生活習慣を表します。



問診における生活習慣の割合（平成 23 年度）

※ 割合が高いほど、問診における良くない生活習慣を表します。

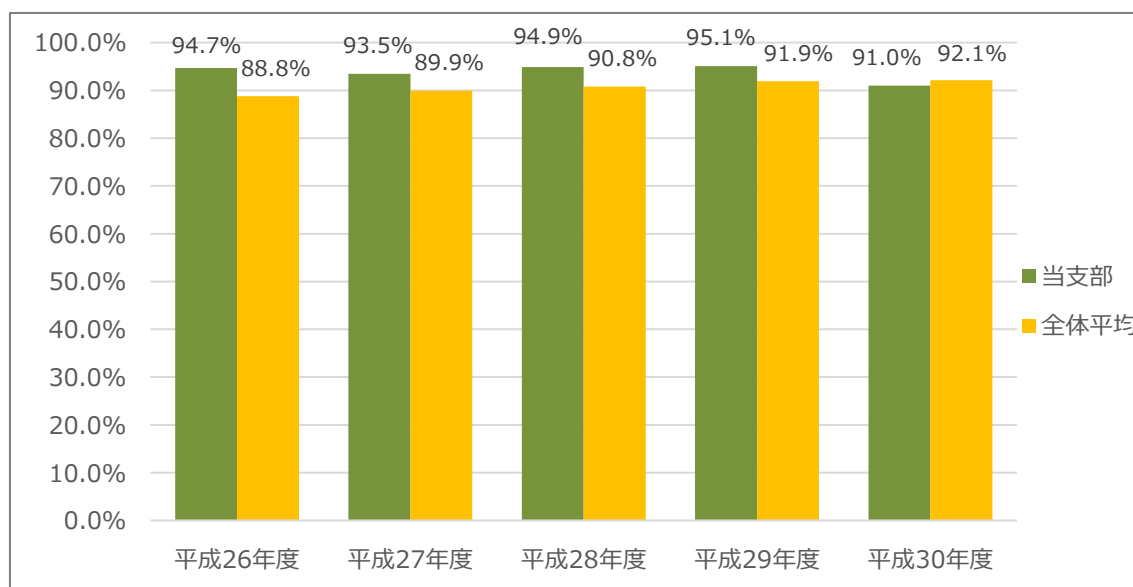


(9) 組合員の特定健康診査・特定保健指導の実施率

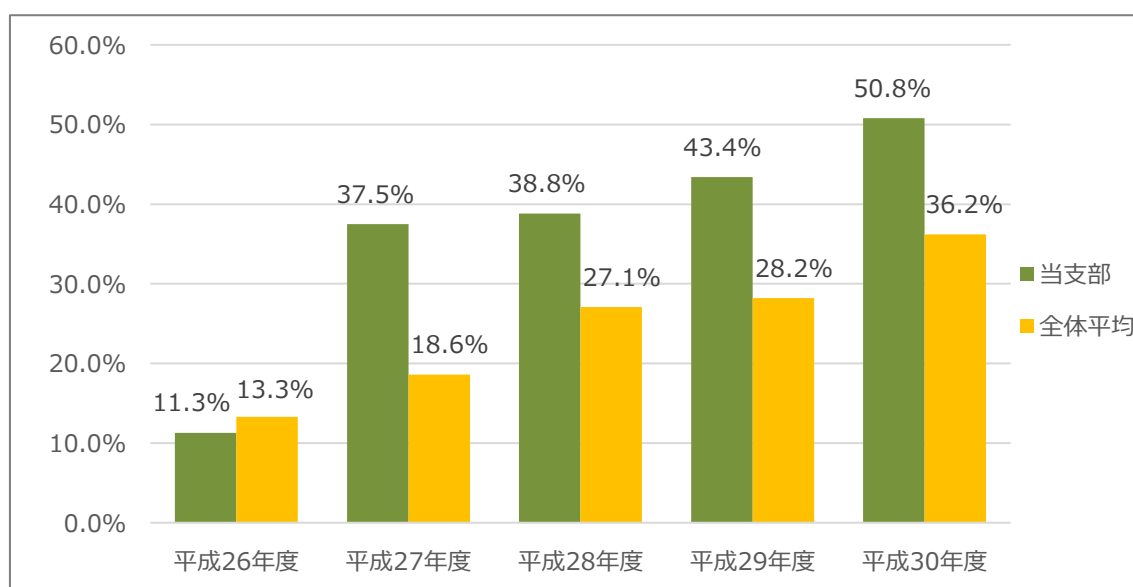
組合員における特定健康診査の実施率の推移を確認すると、年度により増減を繰り返しており、平成30年度は全体平均を下回っており、実施体制の見直しが必要と考えられます。

特定保健指導について確認すると、増加傾向にあり、平成27年度以降は全体平均を大きく上回っていることが分かります。

組合員における特定健康診査の実施率推移（平成26年度⇒平成30年度）



組合員における特定保健指導の実施率推移（平成26年度⇒平成30年度）

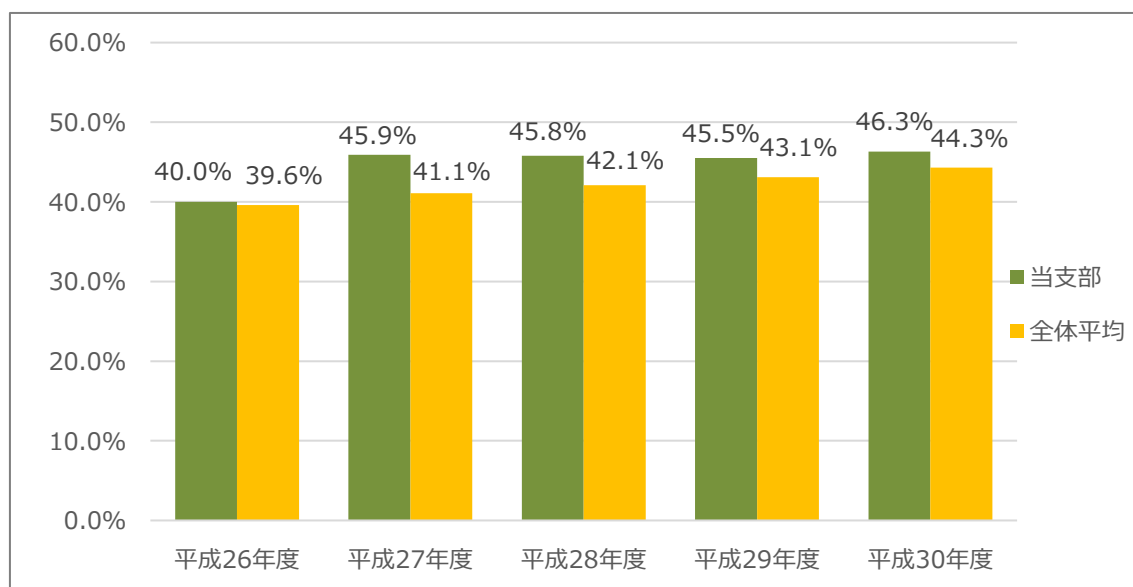


(10) 被扶養者の特定健康診査・特定保健指導の実施率

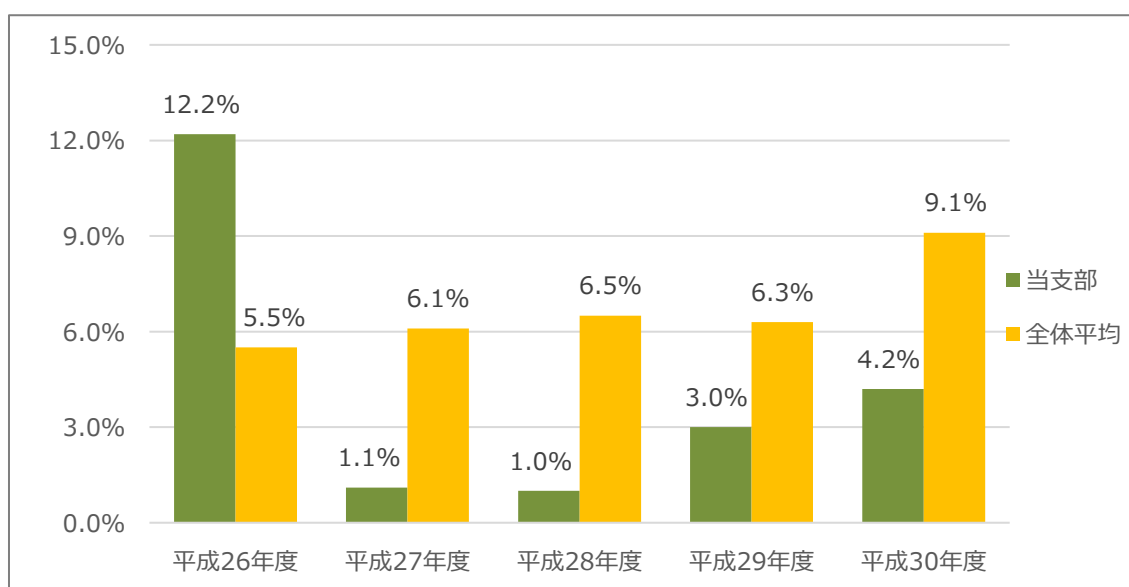
被扶養者における特定健康診査の実施率の推移を確認すると、全体平均より若干高くなっているものの、平成 27 年度から横ばいが続いているため、実施体制の見直しが必要と考えられます。

特定保健指導について確認すると、上昇傾向にあるものの全体平均を下回っているため、実施体制の見直しが必要と考えられます。

被扶養者における特定健康診査の実施率推移（平成 26 年度⇒平成 30 年度）



被扶養者における特定保健指導の実施率推移（平成 26 年度⇒平成 30 年度）



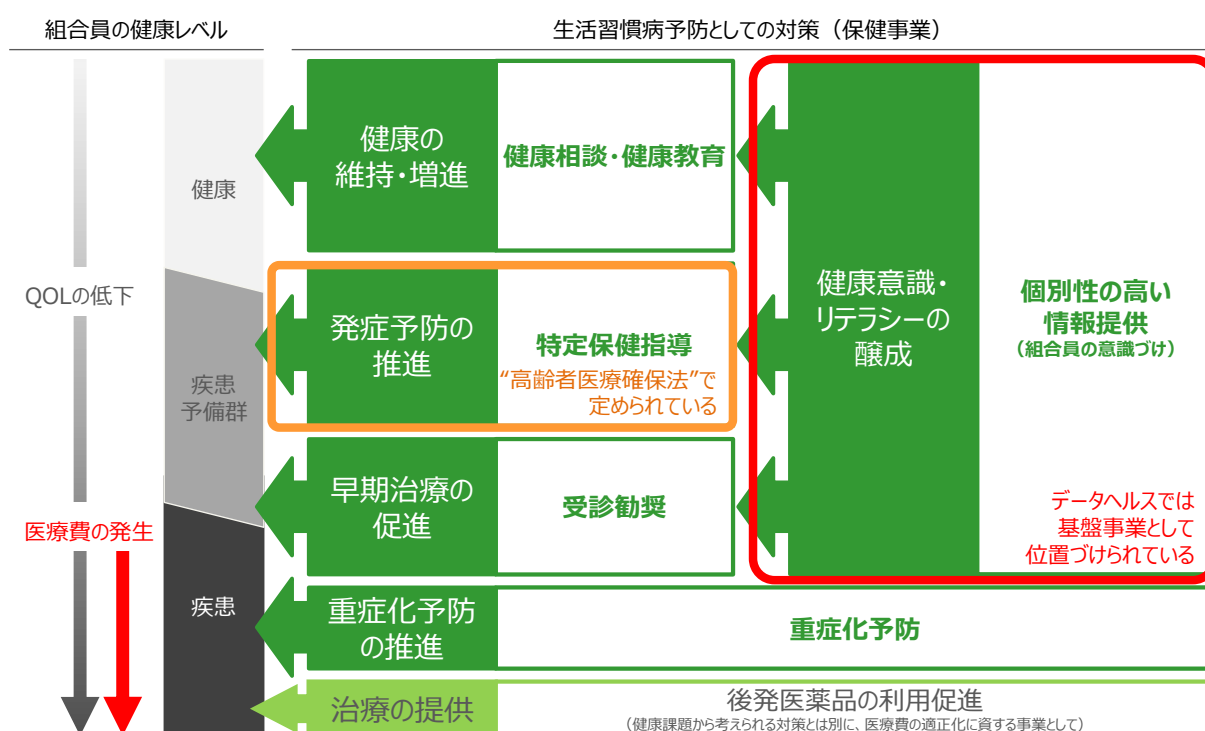
(1 1) 生活習慣病の対策の方向性

生活習慣病は一般的に健康リスクのない状態から急に発症するものではなく、生活習慣の積み重ねにより発症するものであり、発症（有病者）を減らす・増やさないことが可能であること、また、悪性新生物等の他の疾患に比べリスク者が治療を開始しない・継続しない傾向があると考えられることから、組合員の健康レベルに応じて下図のような取り組みが必要です。

当支部においては、医療費からは、「高血圧性疾患」、「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」、「糖尿病」、「腎不全」、「虚血性心疾患」を中心とした、特定健康診査の結果データからは、「脂質」「血糖」を中心とした、また、問診からは食習慣の改善を踏まえた対策の必要性が見えてきました。

平成20年度から実施してきている「特定健診・特定保健指導」の継続、更なる強化に加えて、全ての健康レベルの組合員の健康維持・増進に向けた支援として、運動及び食習慣に関する健康づくりセミナーを実施することや、喫煙がもたらす健康障害について、広報誌等で周知することを考えています。また、40歳未満の組合員を対象とする人間ドックを実施し、若年層の組合員が早い段階で自らの健康管理について意識できるよう取り組んでいきたいと考えています。

生活習慣病対策の構造



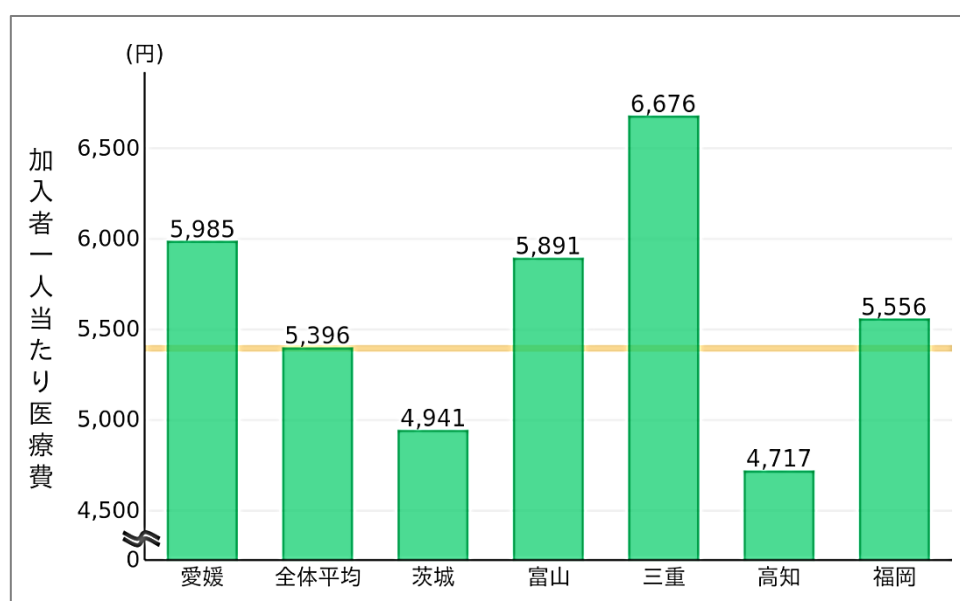
5 悪性新生物の詳細傾向と対策の方向性

(1) 加入者一人当たり医療費の状況

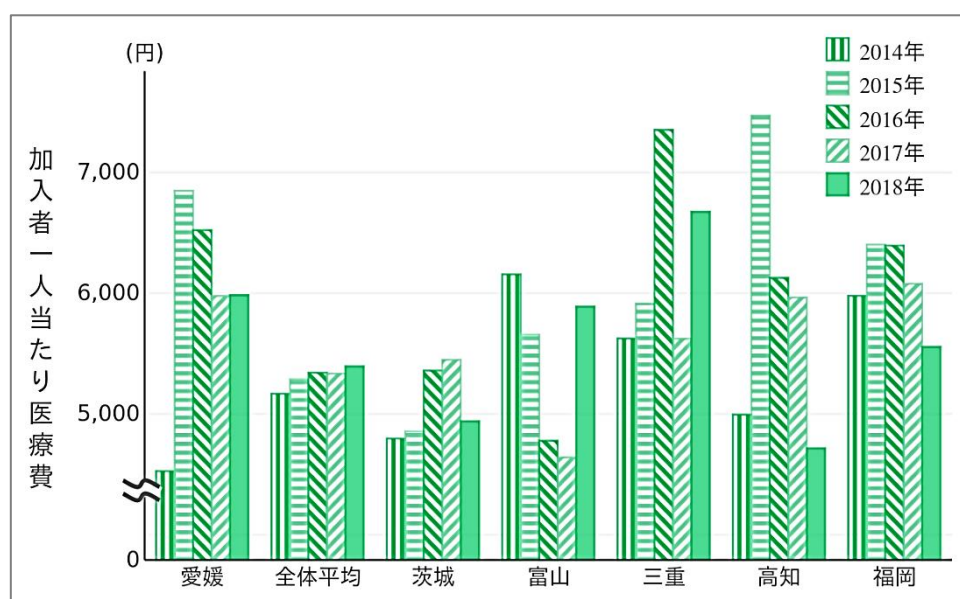
当支部の平成 30 年度の悪性新生物における加入者一人当たり医療費は 5,985 円で、全体平均の 5,396 円より 589 円高く、また、比較 6 支部の中でも 2 番目に高いため、対策による改善可能性があるものと考えられます。

また、当支部内の経年変化を確認すると、平成 26 年度は比較 6 支部内でも最も低額であったものの、平成 27 年度に大幅に増加し、その後は減少傾向にあることがわかります。

悪性新生物における加入者一人当たり医療費の比較（平成 30 年度）



悪性新生物における加入者一人当たり医療費の増減傾向（平成 26 年度⇒平成 30 年度）



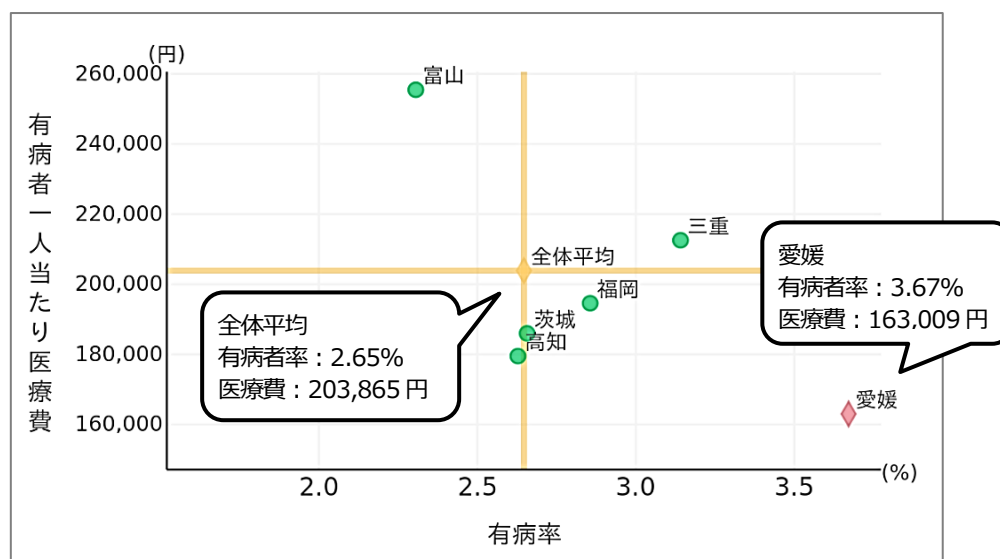
(2) 有病者率及び有病者一人当たり医療費の状況

当支部の平成 30 年度の悪性新生物における有病者率は 3.67% で、有病者一人当たり医療費は 163,009 円となっています。

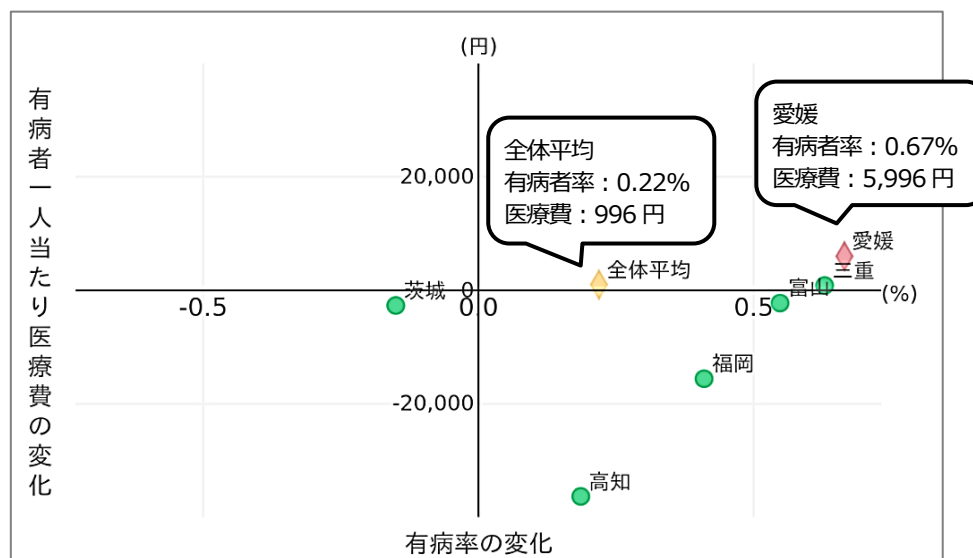
特徴として、有病者率は全体平均の 2.65% より高く、比較 6 支部の中では最も高くなっている一方で、有病者一人当たり医療費は、全体平均 203,865 円より 40,856 円低く、こちらは比較 6 支部の中では最も低くなっています。

平成 23 年度から平成 30 年度への経年変化を確認すると、当支部の有病者率の増減は 0.67% で全体平均の 0.22% より高く、比較 6 支部の中では最も高いことがわかります。当支部の有病者一人当たり医療費推移は 5,996 円の増加で全体平均の 996 円増加より多く、有病率同様に比較 6 支部の中では最も高くなっています。

悪性新生物における有病者率と有病者一人当たり医療費の比較（平成 30 年度）



悪性新生物における有病者率と有病者一人当たり医療費の推移（平成 23 年度→平成 30 年度）



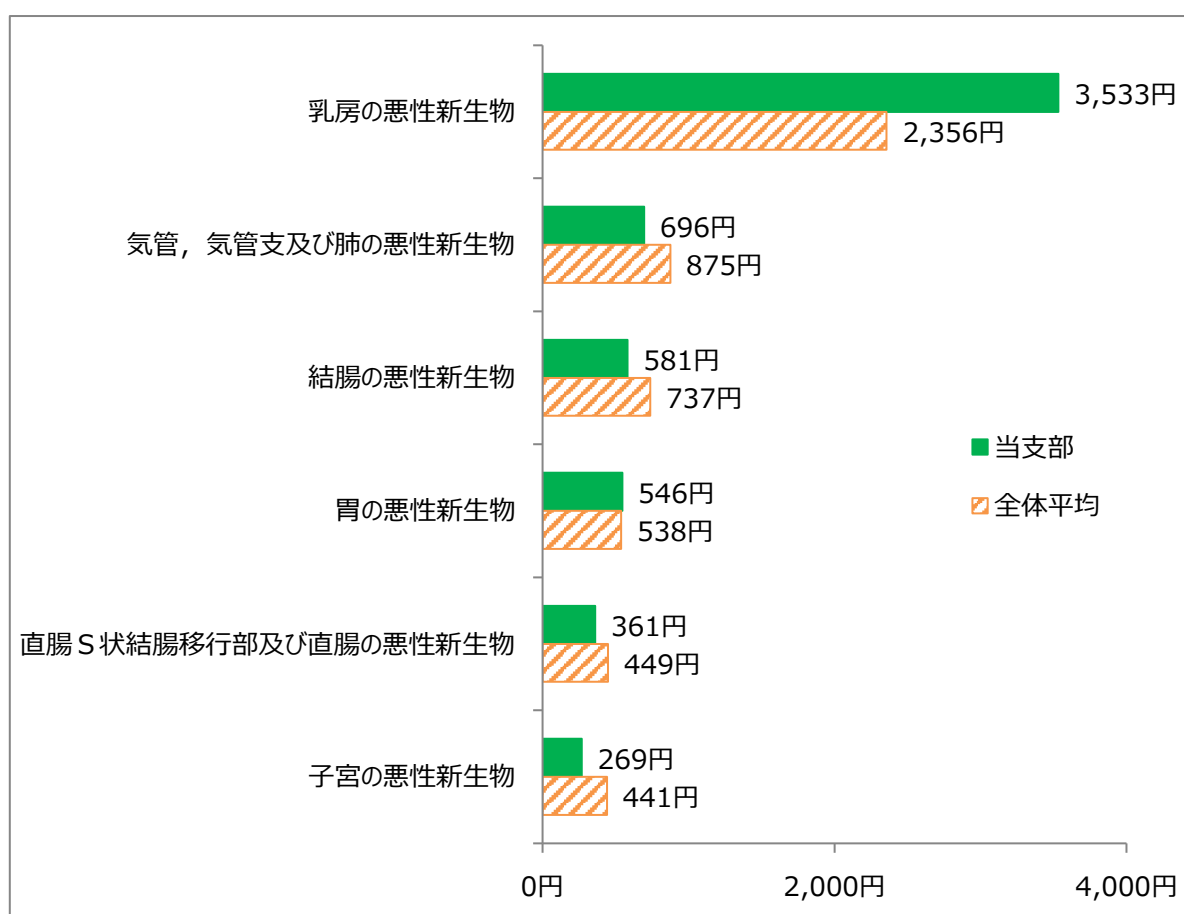
(3) 悪性新生物における加入者一人当たり医療費の内訳

ア 疾病別加入者一人当たり医療費

加入者一人当たり医療費の内訳を確認すると、「乳房の悪性新生物」が最も高く 3,533 円 (59.0%)、次いで「気管、気管支及び肺の悪性新生物」が 696 円 (11.6%)、「結腸の悪性新生物」が 581 円 (9.7%)、「胃の悪性新生物」が 546 円 (9.1%)、「直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物」が 361 円 (6.0%)、「子宮の悪性新生物」が 269 円 (4.5%) となっています。

※「%」は悪性新生物における疾病別加入者一人当たり医療費全体に占める割合

悪性新生物における疾病別加入者一人当たり医療費（平成 30 年度）



イ 疾病別加入者一人当たり医療費の経年変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

平成 23 年度から平成 30 年度の増減を確認すると、「乳房の悪性新生物」が 1,509 円、「胃の悪性新生物」は 48 円、「直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物」が 138 円と増加しています。一方で、「気管, 気管支及び肺の悪性新生物」は 66 円、「結腸の悪性新生物」が 212 円、「子宮の悪性新生物」が 151 円と減少しています。

悪性新生物における疾病別加入者一人当たり医療費の経年変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	平成 23 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	傾向 (平成 23 年度比)	
乳房の悪性新生物	2,024 円	3,222 円	3,533 円	↑	1,509 円
気管, 気管支及び肺の悪性新生物	762 円	801 円	696 円	↓	-66 円
結腸の悪性新生物	793 円	964 円	581 円	↓	-212 円
胃の悪性新生物	498 円	882 円	546 円	↑	48 円
直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	223 円	711 円	361 円	↑	138 円
子宮の悪性新生物	420 円	268 円	269 円	↓	-151 円

(4) 疾病別有病者率と有病者一人当たり医療費の経年変化

平成 23 年度と比較すると男性の「胃の悪性新生物」、女性の「乳房の悪性新生物」の有病率が大きく増加しています。また、「子宮の悪性新生物」、「結腸の悪性新生物」、「気管、気管支及び肺の悪性新生物」では有病者一人当たりの医療費が減少しており、早期発見と早期受診が増えている可能性があります。

悪性新生物における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

全体	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
乳房の悪性新生物	0.91%	1.83%	1.56%	↑	223,169 円	176,159 円	226,361 円	3,192 円
結腸の悪性新生物	0.75%	1.07%	0.73%	↓	106,032 円	89,774 円	79,071 円	-26,961 円
胃の悪性新生物	0.52%	0.66%	0.56%	↑	96,745 円	134,184 円	97,038 円	293 円
子宮の悪性新生物	0.43%	0.42%	0.45%	↑	96,848 円	63,799 円	59,882 円	-36,966 円
気管、気管支及び肺の悪性新生物	0.44%	0.36%	0.42%	↓	173,041 円	225,631 円	166,511 円	-6,530 円
直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	0.05%	0.09%	0.06%	↑	430,670 円	792,198 円	630,944 円	200,274 円

男性	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
乳房の悪性新生物	0.01%	0.01%	— %	↓	31,760 円	27,780 円	— 円	-31,760 円
結腸の悪性新生物	0.71%	1.19%	0.71%	→	146,323 円	38,109 円	94,421 円	-51,902 円
胃の悪性新生物	0.55%	0.79%	0.66%	↑	84,302 円	207,997 円	117,815 円	33,513 円
子宮の悪性新生物	— %	— %	— %	—	— 円	— 円	— 円	— 円
気管、気管支及び肺の悪性新生物	0.46%	0.31%	0.42%	↓	186,094 円	98,660 円	131,307 円	-54,787 円
直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	0.07%	0.13%	0.08%	↑	441,005 円	1,179,635 円	117,259 円	-323,746 円

女性	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
乳房の悪性新生物	1.63%	3.28%	2.82%	↑	223,954 円	176,491 円	226,361 円	2,407 円
結腸の悪性新生物	0.78%	0.98%	0.76%	↓	76,160 円	139,510 円	67,438 円	-8,722 円
胃の悪性新生物	0.49%	0.55%	0.49%	→	107,995 円	49,545 円	74,216 円	-33,779 円
子宮の悪性新生物	0.78%	0.76%	0.81%	↑	96,848 円	63,799 円	59,882 円	-36,966 円
気管、気管支及び肺の悪性新生物	0.43%	0.39%	0.41%	↓	161,824 円	307,084 円	195,621 円	33,797 円
直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	0.04%	0.06%	0.04%	→	416,890 円	114,183 円	1,452,840 円	1,035,950 円

【参考・全体】悪性新生物における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成 23 年度→平成 30 年度）

全体	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
乳房の悪性新生物	0.74%	0.87%	0.87%	↑	266,556 円	271,516 円	270,158 円	3,602 円
結腸の悪性新生物	0.49%	0.67%	0.60%	↑	138,180 円	106,655 円	121,961 円	-16,219 円
胃の悪性新生物	0.56%	0.60%	0.55%	↓	116,249 円	96,843 円	98,114 円	-18,135 円
子宮の悪性新生物	0.35%	0.37%	0.34%	↓	114,245 円	113,753 円	131,144 円	16,899 円
気管、気管支及び肺の悪性新生物	0.31%	0.32%	0.31%	→	240,847 円	238,447 円	279,461 円	38,614 円
直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	0.06%	0.07%	0.07%	↑	790,714 円	687,477 円	692,425 円	-98,289 円

男性	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
乳房の悪性新生物	0.00%	0.00%	0.00%	→	182,200 円	165,444 円	120,949 円	-61,251 円
結腸の悪性新生物	0.50%	0.67%	0.61%	↑	145,124 円	112,445 円	134,141 円	-10,983 円
胃の悪性新生物	0.64%	0.68%	0.60%	↓	133,217 円	112,032 円	120,975 円	-12,242 円
子宮の悪性新生物	0.00%	— %	— %	↓	1,000 円	— 円	— 円	-1,000 円
気管、気管支及び肺の悪性新生物	0.34%	0.34%	0.32%	↓	258,379 円	240,157 円	335,399 円	77,020 円
直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	0.08%	0.08%	0.08%	→	907,000 円	707,463 円	726,067 円	-180,933 円

女性	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
乳房の悪性新生物	1.36%	1.59%	1.59%	↑	266,796 円	271,733 円	270,485 円	3,689 円
結腸の悪性新生物	0.48%	0.67%	0.60%	↑	132,220 円	101,801 円	111,684 円	-20,536 円
胃の悪性新生物	0.49%	0.53%	0.51%	↑	97,685 円	80,597 円	75,607 円	-22,078 円
子宮の悪性新生物	0.64%	0.67%	0.62%	↓	114,262 円	113,753 円	131,144 円	16,882 円
気管、気管支及び肺の悪性新生物	0.28%	0.30%	0.31%	↑	223,266 円	236,814 円	230,461 円	7,195 円
直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	0.05%	0.05%	0.05%	→	647,999 円	661,833 円	647,593 円	-406 円

(5) 悪性新生物の対策の方向性

悪性新生物は、検診でリスク者を早期発見し、早期治療を促すことで、重症者を出さないようにすることが主な対策になるものと考えます。

当支部では、悪性新生物における有病者一人当たり医療費がいずれも全体平均より低く、早期発見・早期治療が実現できていると考えられ、引き続き、がん検診の実施及び広報誌等によるがんに関する意識啓発の実施を考えています。

また、悪性新生物の原因となり得る、禁煙・飲酒などの生活習慣についても、生活習慣病と共通する部分があり、生活習慣病対策を通じて実施していくものとします。

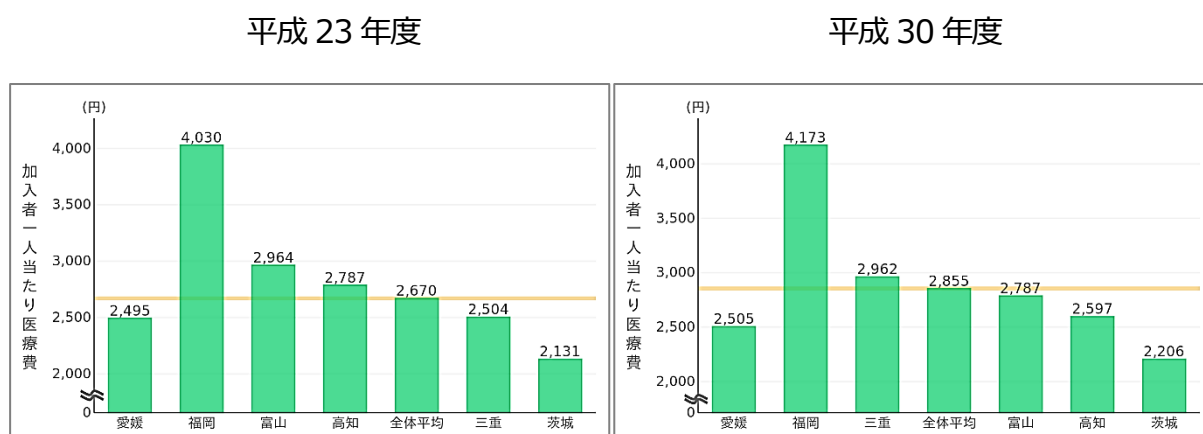
6 精神の疾病の詳細傾向と対策の方向性

(1) 加入者一人当たり医療費の状況

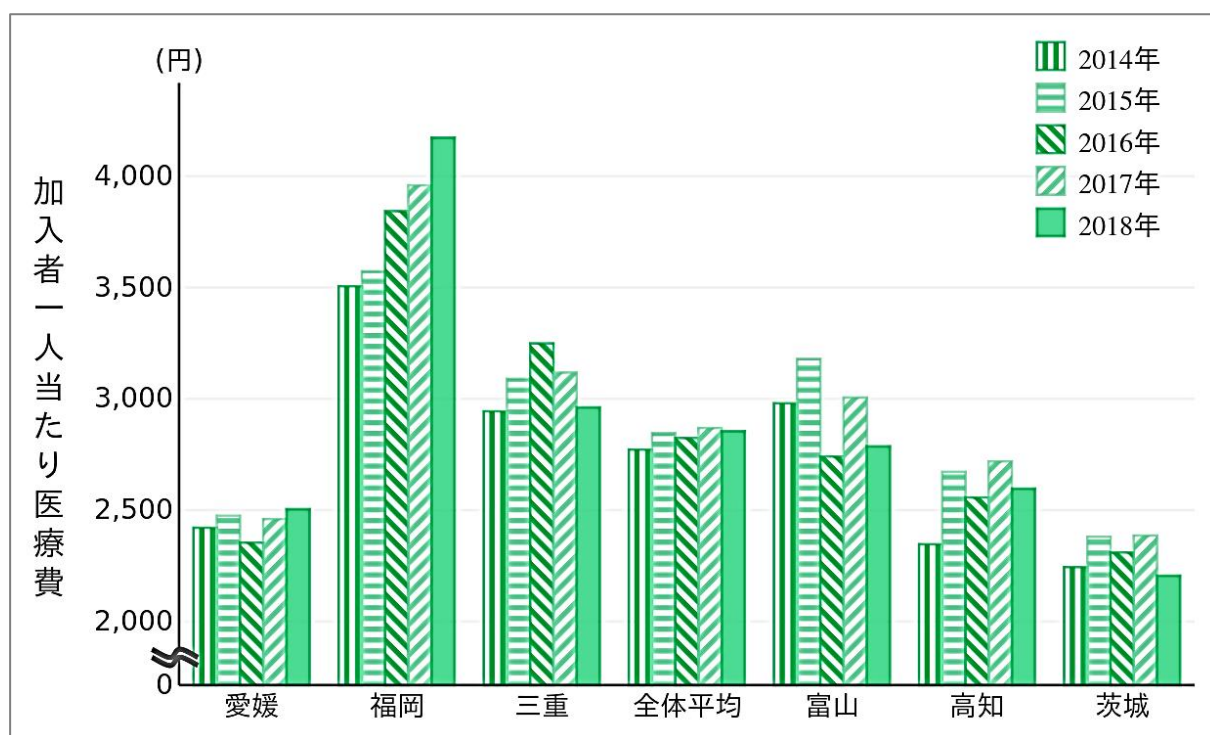
当支部の平成 30 年度の精神の疾病における加入者一人当たり医療費は 2,505 円で、全体平均の 2,855 円より 350 円低く、比較 6 支部の中では 2 番目に低くなっています。

また、当支部内の経年変化を確認すると、大きな変化はありませんが、平成 28 年度以降は増加が続いています。

精神の疾病における加入者一人当たり医療費の比較



精神の疾病における加入者一人当たり医療費の増減傾向（平成 26 年度～平成 30 年度）



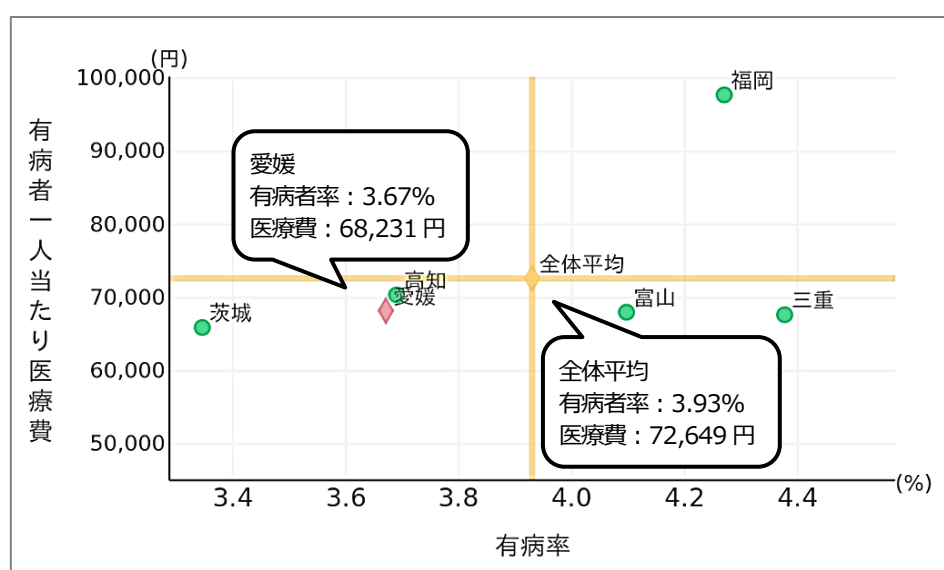
(2) 有病者率及び有病者一人当たり医療費の状況

当支部の平成 30 年度の精神の疾病における有病者率は 3.67%で、有病者一人当たり医療費は 68,231 円となっています。

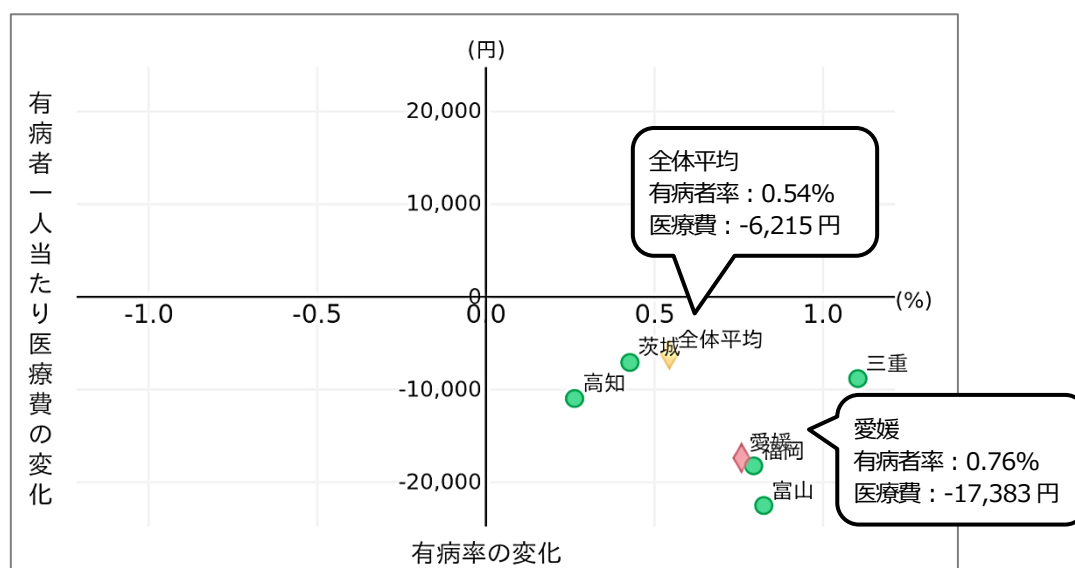
特徴として、有病者率は全体平均の 3.93%より低く、比較 6 支部の中では 2 番目に低くなっています。有病者一人当たり医療費は、全体平均 72,649 円より 4,418 円低いものの、比較 6 支部の中では 3 番目に高くなっています。

平成 23 年度から平成 30 年度への経年変化を確認すると、当支部の有病者率の増減は 0.76%増加している一方、有病者一人当たり医療費は 17,383 円減少しています。

精神の疾病における有病者率と有病者一人当たり医療費の比較（平成 30 年度）



精神の疾病における有病者率と有病者一人当たり医療費の推移（平成 23 年度→平成 30 年度）



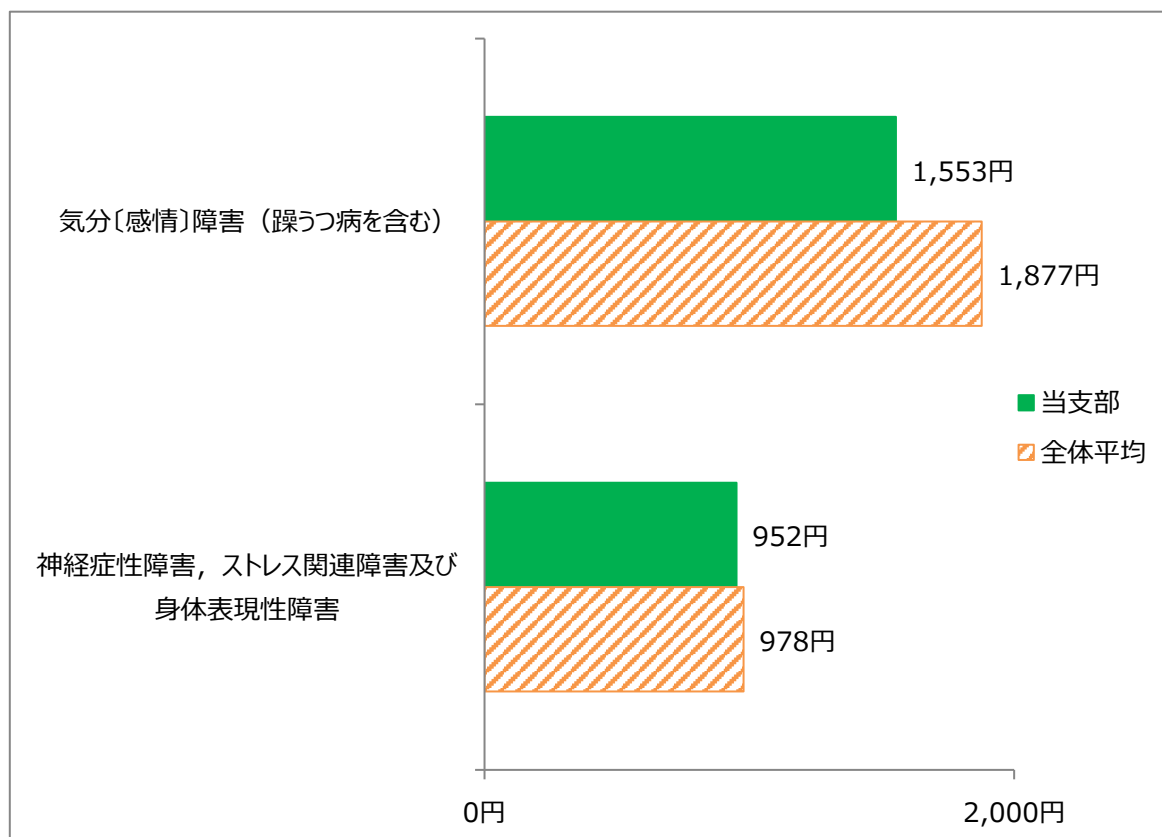
(3) 精神の疾病における加入者一人当たり医療費の内訳

ア 疾病別加入者一人当たり医療費

加入者一人当たり医療費の内訳を確認すると、「気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）」が1,553円（62.0%）、「神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害」が952円（38.0%）となっており、「気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）」の医療費が大きくなっています。

※「%」は精神の疾病における疾病別加入者一人当たり医療費全体に占める割合

精神の疾病における疾病別加入者一人当たり医療費（平成30年度）



イ 疾病別加入者一人当たり医療費の経年変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

平成 23 年度から平成 30 年度の増減を確認すると、「気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）」が 214 円減少している一方、「神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害」は 225 円増加しています。

精神の疾病における疾病別加入者一人当たり医療費の経年変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	平成 23 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	傾向 (30 年度比)	
気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）	1,767 円	1,587 円	1,553 円	↓	-214 円
神経症性障害，ストレス関連障害及び 身体表現性障害	727 円	889 円	952 円	↑	225 円

(4) 疾病別有病者率と有病者一人当たり医療費の経年変化

疾病別の有病者率を確認すると、「気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）」が 1.82%、「神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害」が 2.02%となっています。

有病者一人当たり医療費で見ると、「気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）」が 85,321 円と高くなっており、「神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害」が 47,168 円となっています。

平成 23 年度と比較すると、「気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）」は有病者率が 0.28%増加しており、有病者一人当たり医療費が 29,160 円減少しています。「神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害」は有病者率が 0.51%増加しており、有病者一人当たり医療費は 1,085 円減少しています。

精神の疾病における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）	1.54%	1.69%	1.82%	↑	114,481 円	93,653 円	85,321 円	-29,160 円
神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害	1.51%	1.72%	2.02%	↑	48,253 円	51,582 円	47,168 円	-1,085 円

【参考・全体平均】精神の疾病における有病者率と有病者一人当たり医療費の変化（平成 23 年度⇒平成 30 年度）

	有病者率				有病者一人当たり医療費			
	23 年度	27 年度	30 年度	傾向	23 年度	27 年度	30 年度	増減
気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）	1.91%	2.02%	2.04%	↑	99,015 円	96,928 円	91,992 円	-7,023 円
神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害	1.66%	1.93%	2.09%	↑	46,774 円	46,371 円	46,734 円	-40 円

(5) 精神の疾病の対策の方向性

「気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）」を中心に、有病者を増やさない・減らす、悪化者を増やさない・減らす対策の必要性が見えます。精神の疾病における不調の未然防止のためには、職場環境の改善等による心理的負担の軽減、労働者のストレスマネジメントの向上を促すこと（セルフケア）が重要とされており、そのために、1 次予防として、事業主にストレスチェックが義務付けられ、労働者の心理的な負担の程度を把握し、セルフケアや、職場環境の改善につなげる取組みの強化が求められています。また、2 次予防として、上司、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応（ラインケア）があり、3 次予防は職場復帰・再発防止の取組みになります。事業主による対策が中心となり、医療保険者としてできることは限られますが、事業主との連携の中で、医療保険者の立場がプラスに働くようなこと、例えば、セルフケア教育機会やストレスチェック、健康相談窓口の組合員個人への年間を通じた提供などを検討・実施していくべきものと考えています。

第3章 健康課題に対応した保健事業の整理

1 当共済組合全体の重点取組事項

当共済組合全体において重点的に取り組むこととしている保健事業について、これまでの支部事業と比較するとともに、別表資料「①当共済組合全体の重点取組事項」の表において支部が今後必要と考える事業の明確化を行いました。

疾病特性 の区分	共済組合全体の 方向性	左記方向性に基づき 必要と考えられる保健事業		事業目的	法定事業 (●) 支援金加減 算対象	当共済組合 全体の重点取 組事項
生活習慣病 (タイプ1)	・特定健康診査・特定保健指導の実施率向上 ・組合員等の利便を考慮した実施体制の整備及び周知 ・事業主健診の結果授受その他の事業者との間の事務を円滑に行うための所要の整備 ・個人に合わせた情報提供の拡充及び実施方法の工夫（必要に応じICTを活用） ・LDLとHbA1cについて優先的に改善 ・若年層に対し健康増進に寄与する事業を推進	1-1	特定健康診査 (事業主健診結果受領・人間ドック)	生活習慣病リスクの早期発見の機会提供を行うとともに、特定保健指導をはじめとした各種予防対策を必要とする者を的確に選別すること。	●	○
		1-2	特定保健指導 【1次予防】	対象者の個別の状況に応じ必要な指導及び助言を行い、これを通じて生活習慣病に移行させないこと。 (医療費の適正化)	●	○
		1-3	個別性の高い情報提供 (ICTの活用を含む) 【1次予防】	健診結果から自らの健康状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、主体的に健康の維持・改善活動を行うきっかけとなるよう意識づけを行うこと。 (健康行動への意識づけ)	○	○
		1-4	生活習慣病に関する意識啓発 【1・2・3次予防】	参加者が生活習慣病予防に関する必要な知識を獲得し、必要な意志決定ができるように、そして生活習慣病予防に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助すること。		
		1-5	医療機関の受診勧奨 【2次予防】	対象者が健診結果から自らの健康状況を強く認識し、生活習慣病の早期治療の開始 (医療機関の受診) や、生活習慣の改善行動に繋がるよう促すこと。 (高額医療への発展リスクの低減/生涯医療費の抑制)	○	
		1-6	重症化予防 【3次予防】	既に治療を開始している対象者において、かかりつけ医と連携し、身体機能の維持に必要な自己管理の指導及び助言を行い、これを通じて慢性疾患の重症化や合併症の発症・再発を防止すること。	○	
		1-7	40歳未満に対する人間ドック・保健指導	生活習慣病リスクの早期発見の機会提供を行うとともに、対象者の個別の状況に応じ必要な指導及び助言を行うことで、40歳に到達したときにメタボリックシンドローム及びその予備群に該当しないこと。		○

疾病特性 の区分	対策の方向性	左記方向性に基づき 必要と考えられる保健事業		事業目的	法定事業 (●) 支援金加減 算対象	当共済組合 全体の重点取 組事項
(続き)	※今回、1-8～12 について注目した分 析は行っていない が、当共済組合にお ける重点取組事項と している。	1-8	運動習慣づくりの支援	運動施設の利用等を通じて、運動習慣を継続するための機会を提供すること。	○	○
		1-9	飲酒が健康に与える 影響についての意識 啓発	飲酒が健康に与える影響に関する必要な知識を獲得して、必要な意志決定ができるように、そして節酒に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助すること。		○
		1-10	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)の認知度 の向上	組合員等が広報等を通じてCOPDに関する知識を獲得し、自ら予防に取り組むよう誘導すること。		○
		1-11	禁煙についての意識 啓発	組合員等が禁煙に関する必要な知識を獲得して、必要な意志決定ができるように、そして禁煙に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助すること。	○	○
		1-12	禁煙支援	喫煙者に禁煙プログラムへの参加や禁煙外来の助成、禁煙補助薬の配付・助成を通じて、禁煙を開始させ、定着化させること。	○	○
悪性新生物 (タイプ2)	・特に婦人がん検診 の拡充	2-1	胃がん検診	胃がんの早期発見の機会提供を行うこと。	○	
		2-2	大腸がん検診	大腸がんの早期発見の機会提供を行うこと。		
		2-3	肺がん検診	肺がんの早期発見の機会提供を行うこと。		
		2-4	乳がん検診	乳がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○
		2-5	子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○
		2-6	その他のがん検診	上記5大がん以外のがんの早期発見の機会提供を行うこと。		
		2-7	がんに関する意識啓 発	組合員等が婦人がんを始めとしたがんに関する必要な知識を獲得し、必要な意志決定ができるように、また、がんの予防及び早期発見に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助すること。		○
精神の疾病 (タイプ3)	・法定のストレス チェック受検後のフォ ローアップに活用する ことを意識	3-1	メンタルヘルス相談	メンタルヘルスに関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、悩みや不安を解消すること。	○	○
		3-2	メンタルヘルスに関する 意識啓発	参加者（一般の組合員等/管理監督者）がメンタルヘルスケアに関する必要な知識を獲得し、必要な意志決定ができるように、そしてメンタルヘルスケアに自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助すること。		○
		3-3	ストレスチェック (心の健康チェック事 業)	メンタルヘルス不調の気付きを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること。（ストレスチェックは事業者に実施義務があるため、共済組合はそれを支援する。）		○
歯の疾病 (タイプ3)	※今回、歯科に注 目した分析は行っ ていないが、当共済組 合における重点取組 事項としている。	3-4	歯の喪失防止につい ての意識啓発	発生する年代・性別に応じて歯科疾患の予防に関する注意喚起の情報発信及び保健物資の配付を行うこと。		○
		3-5	歯科健診	う蝕や歯肉炎の早期発見の機会提供を行うこと。	○	
季節性疾患 (タイプ3)	・重点取組事項では ないが、加減算の指 標の1つである。	3-6	予防接種の実施	インフルエンザ予防接種等の負担軽減を実施することで、感染予防を行うこと。	○	
その他 (共通)	・組合員等の年齢 及び性別等に応じた 効果的かつ効率的 な事業	4-1	健康相談	心と身体全般に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、悩みや不安を解消すること。		
		4-2	個人の予防・健康づく りに向けたインセン ティブ	健康に関する問題意識の喚起及び行動変容を実現するよう援助すること。	○	○
		4-3	職場環境の整備（コ ラベランス）の推進	組合員が保健事業に参加しやすい職場環境を醸成し、個々の組合員が健康づくりに自主的に取り組みやすい環境が職場において実現すること。	○	○

2 既存事業の確認と新規事業

1 及び第 2 章で見てきた当支部の特徴と、今後取り組むべき健康課題について、当支部のこれまでの事業（既存事業）と照らし合わせ、その過不足を確認し、平成 30 年度からの継続/新規事業を、その実施理由とともに選定し、別表資料「②これまでの事業の整理」と「③新規事業の整理」にまとめました。

3 事業の具体的な実施内容

具体的な実施内容については、別表資料「④今後実施する事業」と「⑤事業の年度計画」にまとめました。

第4章 各事業の評価項目及び目標値の設定

第3章において挙げた当共済組合全体において重点的に取組むこととしている保健事業について、各事業を事業目的に照らして検討し、アウトカム、アウトプット、プロセス、ストラクチャー(※)の観点より評価項目及び目標値を洗い出しました。

(※アウトカム、アウトプット、プロセス、ストラクチャーの説明は後述。)

その上で、アウトカムを実現するためのアウトプットであり、そのアウトプットを達成するためのプロセス、ストラクチャーであるという構造を踏まえ、目標項目として目標値を設定するものは、アウトカム、アウトプットの項目とし、プロセス、ストラクチャーに関しては、目標値の達成状況の原因・理由を探り、改善を図る評価項目として位置付けることを基本としました。

ただし、アウトカム、アウトプットにおいて、その把握のためのデータ、情報の収集という観点から、定性的な目標を設定するものとしました。なお、目標値については、健康日本21(21世紀における国民健康づくり運動)等を参考にしています。

以上をふまえ、次頁の表のとおり、当支部の第2期データヘルス計画の目標を設定しました。

① アウトカム

事業の目的・目標の達成度、また、成果の数値目標に対する評価です。

評価指標の例としては、検査値の改善率、メタボリックシンドロームの該当率及び生活習慣の改善などが挙げられます。

② アウトプット

目的・目標の達成度のために行われる事業の結果に対する評価です。

評価指標の例としては、特定健診の受診率や保健指導の実施率、セミナーの参加人数などが挙げられます。

③ プロセス

事業の目標を達成するための実施過程が適切であるかを評価します。

評価指標の例としては、特定健診及び保健指導の実施方法等が挙げられます。

④ ストラクチャー

保健事業を実施するための仕組みや体制が整っているかを評価します。

評価指標の例としては、事業主との連携体制や予算等が挙げられます。

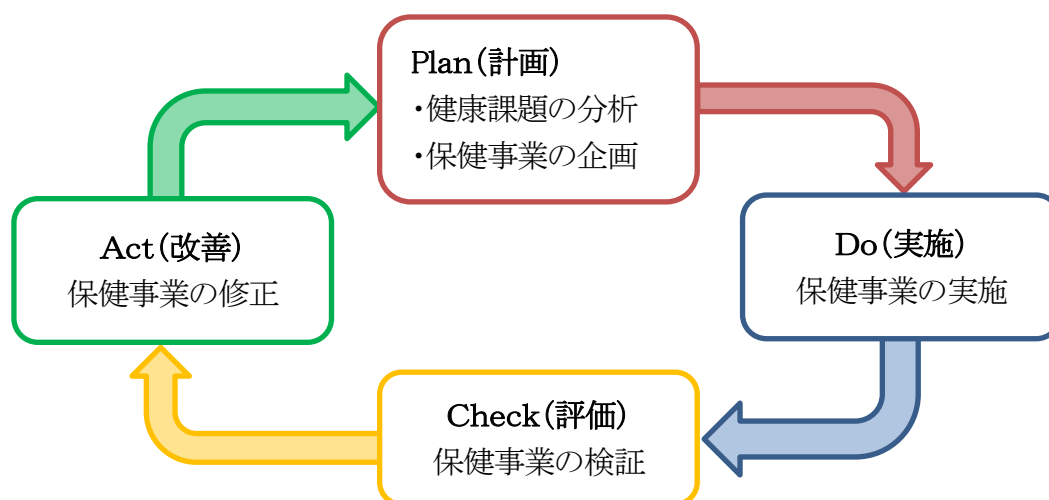
項目		公立学校共済現在値	当支部現在値	当支部目標値 (令和5年)	健康日本21、特定健 診・保健指導の目標値	使用データ・情報等
特定健診受診率		83.6% (平成30年度)	83.1% (平成30年度)	90%	90%	特定健診データ
特定保健指導実施率		34.9% (平成30年度)	48.4% (平成30年度)	45%	45%	特定健診データ
40歳未満の人間ドック受診者数		—	317人 (平成30年度)	330人	—	人間ドックデータ
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少		該当者12.3% 予備群11.4% (平成30年度)	該当者13.6% 予備群12.2% (平成30年度)	該当者11.5% 予備群11.2%	25%減少 (平成20年対比)	特定健診データ
脂質異常症の減少 (LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合)		男性13.7% 女性12.8% (平成30年度)	男性11.6% 女性12.2% (平成30年度)	男性9.6% 女性9.7%	男性6.2% 女性8.8% (令和4年度)	特定健診データ
血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少 (HbA1cがDC値8.0% (NGSP値8.4%) 以上の者の割合)		0.8% (平成30年度)	1.0% (平成30年度)	0.8%	1.0% (令和4年度)	特定健診データ
生活習慣の変化	食習慣 いくつかあるが、公立学校共済の加入者の習慣がよくない割合が高い ものが候補になると考える ①「人と比較して食べる速度が速い」の回答が「速い」の人の割合 ②「就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある」の 回答が「はい」の人の割合 ③「朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取している」の回答が 「はい」の人の割合 ④「朝食を抜くことが週に3回以上ある」の回答が「はい」の人の割合	①45.1% ②36.0% ③80.4% ④9.2% (平成30年度)	①48.0% ②43.9% ③83.6% ④9.5% (平成30年度)	①43.6% ②36.0% ③80.4% ④9.2%	— (特定健診データで確認 できる項目が健康日本 21にはない)	特定健診データ
	運動習慣 「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施して いる」の回答が「いいえ」の人の割合	76.3% (平成30年度)	73.5% (平成30年度)	72.2%	20歳～64歳 男性 64% 女性 67% 65歳以上 男性 42% 女性 52% (令和4年度)	特定健診データ
	飲酒習慣 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている者（一日当たりの純ア ルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上）の割合（国民栄 養調査の基準）	男性12.1% 女性8.5% (平成30年度)	男性10.2% 女性5.4% (平成30年度)	男性10.2% 女性4.8%	男性 13% 女性 6.4% (令和4年度) ※健康日本21では、1日 当たりの純アルコール摂取 量が男性40g以上、女性 20g以上の割合を目標 値としている。	特定健診データ
	睡眠・休養 「睡眠で休養が十分とれている」の回答が「いいえ」の人の割合	42.8% (平成30年度)	46.7% (平成30年度)	43.0%	15% (令和4年度)	特定健診データ
	喫煙習慣 「現在、たばこを習慣的に吸っている」の回答が「はい」の人の割合	11.0% (平成30年度)	10.8% (平成30年度)	9.5%	12% (令和4年度)	特定健診データ
健康意識の変化 「運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか」の回答が 「まだ開始していない」人の割合		74.0% (平成30年度)	74.7% (平成30年度)	73.3%	—	特定健診データ
運動習慣づくり支援の利用者数		—	—	—	—	カウント
飲酒に関する啓発		—	1	1	—	カウント
COPDの認知		—	1	1	—	カウント
禁煙に関する啓発	セミナー参加者数	—	—	—	—	カウント
	広報の配布数（掲載数）	—	1	1	—	カウント
がん検診受診率 (もしくは費用補助の利用率)	胃がん	—	22%	22%	50% (平成28年度)	費用補助の利用者数
	大腸がん	—	19%	21%	50% (平成28年度)	費用補助の利用者数
	肺がん	—	18%	21%	50% (平成28年度)	費用補助の利用者数
	乳がん	—	24%	29%	50% (平成28年度)	費用補助の利用者数
	子宮頸がん	—	29%	28%	50% (平成28年度)	費用補助の利用者数
	その他のがん	—	—	—	—	費用補助の利用者数
がんに関する啓発		—	—	1	—	カウント
メンタルヘルスに関する啓発	セミナー参加者数	—	57人	100人	—	カウント
	広報の配布数（掲載数）	—	1	1	—	カウント
歯科習慣の変化	歯科健診受診者数	—	—	—	65% (令和4年度)	費用補助の利用者数
	広報の配布数（掲載数）	—	—	1	—	カウント
個別性の高い情報提供の実施 状況	実施の有無	—	—	—	—	カウント
	WEBツール：利用者数（率）	—	—	—	—	カウント
	冊子：配布数	—	—	—	—	カウント
個人の予防・健康づくりに向け たインセンティブの実施状況	実施の有無	—	—	—	—	カウント
	利用者数（率）	—	—	—	—	カウント
職場とのコラボレーション		—	1	1	—	カウント

第5章 データヘルス計画の評価と見直し

1 健康・医療情報の活用及びPDCAサイクルに沿った事業運営

保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るために、健康・医療情報（健康診査の結果や診療報酬明細書等から得られる情報、各種保健医療関連統計資料その他の健康や医療に関する情報）を活用して、PDCAサイクルに沿って事業運営を行うこととし、事業の運営に当たっては、費用対効果の観点も考慮することとしています。

保健事業のPDCAサイクル



2 第2期データヘルス計画の基本的な考え方

当共済組合が取得することができる組合員等の健康情報に基づき、既存事業の効果を検証し、医療保険分野に係る国のICT政策の動向を注視しつつ、健康情報の管理及び分析並びに活用をPDCAサイクルとして年間事業計画へ組み込み、効果的な取組みを行うものとしします。

例えば、支部で実施する運営審議会や検討委員会等において報告、検証し、次年度の事業の改善を図ることでデータヘルス計画の評価と見直しを効率的に進めることを考えています。

第6章 計画の公表・周知

第2期データヘルス計画の内容は、当支部ホームページ等において公表します。また、計画の概要及び個別の保健事業の普及等に関しては、リーフレット等により組合員へ配付し、周知を図ることとしています。

第7章 個人情報の保護

健康情報の管理、分析及び事業主（事業主の委託先も含む。）からの取得等に当たっては、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、公立学校共済組合個人情報保護規程（平成17年3月16日制定）その他の関係法令等の規定を遵守し、慎重に取り扱うものとします。

第8章 備考

1 レセプトデータについて

レセプトの基礎データについては、各年度の4月から翌年3月までに社会保険診療報酬支払基金から請求があり、その月に医療費を支払った分の医科レセプト、DPCレセプトの電子化されたもの（紙レセプトデータを除く）を分析対象としています。なお、歯科レセプトについては、電子化が整備されていなかったため分析対象外としています。

2 組合員及び被扶養者データについて

組合員及び被扶養者データについては、各年度の4月1日～翌年の3月31日の間に1日でも資格を有していた者を抽出しています。

3 特定健診等データについて

特定健康診査及び特定保健指導の実績については、当共済組合本部において各支部の実績を取りまとめ、翌年度に国へ報告した結果データを対象としています。

①当共済組合全体の重点取組事項

疾病特性 の区分	共済組合全体の 方向性	左記方向性に基づき 必要と考えられる保健事業		事業目的	法定事業（○） 支援金加減算 対象	当共済組合 全体の重点 取組事項	支部で今後 必要と考える 事業	これまでの 支部事業
生活習慣病 (タイプ1)	・特定健康診査・ 特定保健指導の 実施率向上	1-1	特定健康診査 (事業主健診結果 受領・人間ドック)	生活習慣病リスクの早期発見の機会提供を行うと もに、特定保健指導をはじめとした各種予防対策を 必要とする者を的確に選別すること。	●	○	○	○
	・組合員等の利便 を考慮した実施体 制の整備及び周 知	1-2	特定保健指導 【1次予防】	対象者の個別の状況に応じ必要な指導及び助言 を行い、これを通じて生活習慣病に移行させないこ と。 (医療費の適正化)	●	○	○	○
	・事業主健診の結果授受その他の事 業者との間の事務 を円滑に行うため の所要の整備	1-3	個別性の高い情報 提供（ICTの活用 を含む） 【1次予防】	健診結果から自らの健康状況を認識するとともに、 健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深 め、主体的に健康の維持・改善活動を行うきっかけ となるよう意識づけを行うこと。 (健康行動への意識づけ)	○	○		
	・個人に合わせた 情報提供の拡充 及び実施方法の 工夫（必要に応じ ICTを活用）	1-4	生活習慣病に関す る意識啓発 【1・2・3次予防】	参加者が生活習慣病予防に関する必要な知識を 獲得し、必要な意志決定ができるように、そして生活 習慣病予防に自ら積極的に取り組む実行力を身に つけることができるように援助すること。			○	○
	・LDLとHbA1cに ついて優先的に改 善	1-5	医療機関の受診勧 奨 【2次予防】	対象者が健診結果から自らの健康状況を強く認識 し、生活習慣病の早期治療の開始（医療機関の 受診）や、生活習慣の改善行動に繋がるよう促す こと。 (高額医療への発展リスクの低減/生涯医療費の 抑制)	○			
	・若年層に対し健 康増進に寄与する 事業を推進	1-6	重症化予防 【3次予防】	既に治療を開始している対象者において、かかりつけ 医と連携し、身体機能の維持に必要な自己管理の 指導及び助言を行い、これを通じて慢性疾患の重 症化や合併症の発症・再発を防止すること。	○			
		1-7	40歳未満に対する 人間ドック・保健指 導	生活習慣病リスクの早期発見の機会提供を行うと もに、対象者の個別の状況に応じ必要な指導及び 助言を行うことで、40歳に到達したときにメタボリック シンドローム及びその予備群に該当しないこと。		○	○	○

疾病特性 の区分	対策の方向性	左記方向性に基づき 必要と考えられる保健事業		事業目的	法定事業（●） 支援金加減算対 象	当共済組合 全体の重点 取組事項	支部で今後 必要と考える 事業	これまでの 支部事業
(続き)	※今回、1-8～ 12について注目し た分析は行ってい ないが、当共済組 合における重点取 組事項としている。	1-8	運動習慣づくりの支 援	運動施設の利用等を通じて、運動習慣を継続する ための機会を提供すること。	○	○		
		1-9	飲酒が健康に与え る影響についての意 識啓発	飲酒が健康に与える影響に関する必要な知識を獲 得して、必要な意志決定ができるように、そして節酒 に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることがで きるように援助すること。		○	○	○
		1-10	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)の認知度 の向上	組合員等が広報等を通じてCOPDに関する知識を 獲得し、自ら予防に取り組むよう誘導すること。		○	○	
		1-11	禁煙についての意識 啓発	組合員等が禁煙に関する必要な知識を獲得して、 必要な意志決定ができるように、そして禁煙に自ら 積極的に取り組む実行力を身につけることができるよ うに援助すること。	○	○	○	
		1-12	禁煙支援	喫煙者に禁煙プログラムへの参加や禁煙外来の助 成、禁煙補助薬の配付・助成を通じて、禁煙を開 始させ、定着化させること。	○	○		
悪性新生物 (タイプ2)	・特に婦人がん検 診の拡充	2-1	胃がん検診	胃がんの早期発見の機会提供を行うこと。	○	○	○	○
		2-2	大腸がん検診	大腸がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○	○	○
		2-3	肺がん検診	肺がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○	○	○
		2-4	乳がん検診	乳がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○	○	○
		2-5	子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見の機会提供を行うこと。		○	○	○
		2-6	その他のがん検診	上記5大がん以外のがんの早期発見の機会提供を 行うこと。				
		2-7	がんに関する意識啓 発	組合員等が婦人がんを始めとしたがんに関する必要 な知識を獲得し、必要な意志決定ができるように、 また、がんの予防及び早期発見に自ら積極的に取り 組む実行力を身につけることができるように援助する こと。		○	○	
精神の疾病 (タイプ3)	・法定のストレス チェック受検後の フォローアップに活 用することを意識	3-1	メンタルヘルス相談	メンタルヘルスに関する個別の相談に応じ必要な指 導及び助言を行い、悩みや不安を解消すること。	○	○	○	○
		3-2	メンタルヘルスに関 する意識啓発	参加者（一般の組合員等/管理監督者）がメン タルヘルスケアに関する必要な知識を獲得し、必要 な意志決定ができるように、そしてメンタルヘルス ケアに自ら積極的に取り組む実行力を身につけること ができるように援助すること。		○	○	○
		3-3	ストレスチェック (心の健康チェック 事業)	メンタルヘルス不調の気付きを促すとともに、ストレ スの原因となる職場環境の改善につなげること。（ス トレスチェックは事業者に実施義務があるため、共済組 合はそれを支援する。）		○	○	○
歯の疾病 (タイプ3)	※今回、歯科に注 目した分析は行っ ていないが、当共 済組合における重 点取組事項として いる。	3-4	歯の喪失防止につ いての意識啓発	発生する年代・性別に応じて歯科疾患の予防に関 する注意喚起の情報発信及び保健物資の配付を行 うこと。		○	○	
		3-5	歯科健診	う蝕や歯肉炎の早期発見の機会提供を行うこと。	○			
季節性疾患 (タイプ3)	・重点取組事項で はないが、加減算 の指標の1つであ る。	3-6	予防接種の実施	インフルエンザ予防接種等の負担軽減を実施するこ とで、感染予防を行うこと。	○		○	○
その他 (共通)	・組合員等の年齢 及び性別等に応じ た効果的かつ効率 的な事業	4-1	健康相談	心と身体全般に関する相談に応じ、必要な指導及 び助言を行い、悩みや不安を解消すること。			○	○
		4-2	個人の予防・健康 づくりに向けたイン センティブ	健康に関する問題意識の喚起及び行動変容を実 現するよう援助すること。	○	○		
		4-3	職場環境の整備 (コラポヘルス) の 推進	組合員が保健事業に参加しやすい職場環境を醸 成し、個々の組合員が健康づくりに自主的に取り組 みやすい環境が職場において実現すること。	○	○	○	○

②これまでの事業（既存事業）の整理

健康課題	これまでの事業		必要と考えられる保健事業の対応No	事業内容	実施 (共済/事業主/共同)	対象者						事業予算 (29年度) 単位：千円	実施状況 (目的に照らして内容は適切か、課題等)	継続有 無	継続する場合：課題があれば改善策 継続しない場合：理由
	No	名称				被保険者		被扶養者		任継					
						性別	年齢	性別	年齢	性別	年齢				
生活習慣病 (タイプ1)	1	特定健康診査	1-1	被保険者/（特）人間ドック、脳ドック、定期健康診断結果の受領 被扶養者及び任意継続組合員被保険者・被扶養者/受診券を配布	共済	男女	40歳以上	男女	40歳以上	男女	40歳以上	11,453	受診率が低い	有	集団健診会場を設け、オプション検査を実施し受診率の向上を図る。未受診者への利用動向について工夫する。
	2	（特）人間ドック	1-1 2-1 2-2 2-3	県内の契約病院において受診する人間ドック（1泊2日、1日）受診費用の一部補助 ※年齢により自己負担は異なる	県・共済・互助会	男女	40歳以上					96,930		有	
	3	配偶者ドック	1-1	県内の契約病院において受診する配偶者の人間ドック（1日）受診費用の一部補助	共済			男女	40歳以上			12,600		有	
	4	脳ドック	1-1	県内の契約病院において受診する脳ドック受診費用の一部補助	共済	男女	50歳以上					13,320		有	
	5	人間ドック	1-7	県内の契約病院において受診する人間ドック（1日）受診費用の一部補助	共済	男女	40歳未満					12,117		有	
	6	特定保健指導（集合契約）	1-2	利用券を交付し、集合契約により特定保健指導を実施	共済	男女	40歳未満	男女	40歳未満	男女	40歳未満	180		有	
	7	特定保健指導 （ドックに引き続き実施）	1-2	四国中央病院において行う（特）人間ドックの健診結果により、階層化を行い、ドック当日に特定保健指導	共済	男女	40歳未満					1,121		有	
	8	特定保健指導（個別契約）	1-2	前年度の健診結果により、階層化を行い、5月下旬に各所属所を通じ対象者の案内を送付。希望者について、個別契約している2機関において、訪問型及び運動セミナー型の特定保健指導	共済	男女	40歳未満					31,228		有	
	9	健康づくりセミナー	1-4 1-9	健康増進・生活習慣病予防のためのセミナー（4コース）を行う。所属所や教育関係の各種部会等の健康づくりのための研修会を開催する場合、その講師を担当支部が派遣	共済	男女	すべて					5,300		有	
	10	医療費通知	1-4	医療費通知の裏面に、特定健康診査又は生活習慣病の改善に役立つ情報を掲載し、情報提供を行う	共済	男女	すべて	男女	すべて			382		有	
悪性新生物 (タイプ2)	11	胃がん検診	2-1	県内の契約病院において受診する人間ドックの検査項目として受診費用の一部補助	共済	男女	すべて					人間ドックに含まれている		有	
	12	大腸がん検診	2-2	県内の契約病院において受診する人間ドックの検査項目として受診費用の一部補助	共済	男女	すべて					人間ドックに含まれている			
	13	肺がん検診	2-3	県内の契約病院において受診する人間ドックの検査項目として受診費用の一部補助	共済	男女	すべて					人間ドックに含まれている			
	14	乳がん検診	2-4	県内の契約病院において受診する乳がん検診受診費用の一部補助	共済	女	すべて					検診単体：4,411 人間ドック：人間ドックに含まれている			
	15	子宮頸がん検診	2-5	県内の契約病院において受診する子宮頸がん検診受診費用の一部補助	共済	女	すべて					検診単体：2,941 人間ドック：人間ドックに含まれている		有	
精神の疾病 (タイプ3)	16	メンタルヘルスセミナー	3-2	メンタルヘルスセミナー（2会場）を実施	共済・互助会	男女	すべて					490		有	
	17	メンタルヘルスサポート	3-1	県教委（教育事務所・高校）が校長会議等において行うメンタルヘルス講座に対し、講師を派遣	共済	男女	すべて					309		有	
	18	職場復帰支援プログラム補助	3-1	四国中央病院が実施する職場復帰支援プログラムに参加する組合員の旅費の補助	共済	男女	すべて					597		有	
	19	教職員心の健康相談	3-1	県内の専門医療機関においてこころの健康相談に関する問題についての相談ができる ※相談料は無料（年2回まで）	共済	男女	すべて					62		有	
	20	メンタルヘルス相談補助	3-1 3-2	県教委が開設している心の健康相談員の費用のうち、旅費及び案内カード費用等を負担	共済	男女	すべて					276		有	
	21	メンタルヘルス休日相談補助	3-1	県教委が派遣している臨床心理士の費用のうち、会場借上費用等を負担	共済	男女	すべて					75		有	
	22	ストレスチェック （心の健康チェック事業）	3-3	本部が実施している心の健康チェック事業	共済	男女	すべて					0		有	
歯の疾病 (タイプ3)														有	
														有	
季節性疾患 (タイプ3)	23	インフルエンザ予防接種補助	3-6	インフルエンザの予防接種をした際、1人につき2千円を上限として補助	共済・互助会	男女	すべて					4,000		有	
その他 (共通)	24	教職員心の健康相談	4-1	県内の専門医療機関においてこころの健康相談に関する問題についての相談ができる ※相談料は無料（年2回まで）	共済	男女	すべて					62		有	
	25	特定保健指導又は各セミナーの所属所通知	4-3	特定保健指導や健康づくりセミナーをはじめとする各セミナーの案内について、所属所長宛てに通知を行い、所属組合員への周知を依頼する。	共済	男女	すべて					0			
	26	にぎたつ会館利用補助	-	にぎたつ会館を宿泊利用又は公務外で会食したとき、利用料金の一部を補助	共済	男女	すべて	男女	すべて			38,858		有	
	27	宿泊保養施設利用補助	-	公立学校共済組合宿泊施設等に宿泊した時宿泊料の一部を補助	共済	男女	すべて	男女	すべて			1,200		有	
	28	文化・芸術・スポーツ鑑賞等補助事業	-	心身のリフレッシュや教養の向上を目的として、チケット代金の一部を補助	共済	男女	すべて	男女	すべて			1,500		有	
	29	資格取得補助	-	TOEIC,英検2級以上、MOSを受験するときの受験費用の一部を補助 ※1人につき2回まで	共済	男女	すべて					300		有	
	30	ライフプランセミナー	-	生涯生活設計に必要な知識を学ぶためのセミナー	共済	男女	すべて					650		有	
	31	退職準備セミナー	-	年度末退職予定者を対象に管内別に退職手当・退職共済年金等の講座を開催	県・共済・互助会	男女	すべて					1,430		有	
	32	出会い交流応援事業	-	ライフパートナーの必要性を理解するとともに、独身組合員に対して新たな出会いの場所を提供	共済	男女	すべて					700		有	
	33	介護講座	-	在宅介護の介護技術コースの講座を開催	共済	男女	すべて	男女	すべて			100		有	

③新規事業の整理

[illegible]

④今後実施する事業

健康課題	事業		必要と考えられる 保健事業の対 応No	事業内容	実施 (共済/事業主/共同)	対象者						決算 (R2年度) 単位：千円	実施状況 (目的に照らして内容は適切か、課題等)	既存/新 規	継続事業：課題があれば改善策 新規事業：成功のために必要な事項
	No	名称				被保険者		被扶養者		任継					
						性別	年齢	性別	年齢	性別	年齢				
生活習慣病 (タイプ1)	1	特定健康診査	1-1	(特) 人間ドック・脳ドック・配偶者ドック・定期健康診断結果の受領、セット券を配布しての受診（被扶養者及び任継、集合契約・直営病院等での個別契約）	共済	男女	40歳以上	男女	40歳以上	男女	40歳以上	8,968		既存	
	2	(特) 人間ドック	1-1	県内の契約病院において受診する人間ドック（1泊2日、1日）受診費用の一部補助	共済・県・互助会	男女	40歳以上					92,854		既存	
	3	配偶者ドック	1-1	県内の契約病院において受診する配偶者の人間ドック（1日）受診費用の一部補助	共済			男女	40歳以上			8,595		既存	
	4	脳ドック	1-1	県内の契約病院において受診する脳ドック受診費用の一部補助	共済	男女	50歳以上					11,804		既存	
	5	人間ドック	1-7	県内の契約病院において受診する人間ドック（1日）受診費用の一部補助	共済・互助会	男女	40歳未満					10,547		既存	
	6	特定保健指導（集合契約）	1-2	利用券・セット券を交付し、集合契約により特定保健指導を実施	共済	男女	40歳以上	男女	40歳以上	男女	40歳以上	229		既存	
	7	特定保健指導 (ドックに引き続き実施)	1-2	四国中央病院において行う（特）人間ドックの健診結果により、階層化を行い、ドック当日に特定保健指導を実施	共済	男女	40歳以上					1,748		既存	
	8	特定保健指導（個別契約）	1-2	個別契約している機関において、訪問型または遠隔（オンライン）での特定保健指導	共済	男女	40歳以上					15,038		既存	
	9	健康づくりセミナー	1-4	健康増進・生活習慣病予防のためのセミナーを行う。 所属所や教育関係の各種部会等の健康づくりのための研修会を開催する場合、その講師を当支部が派遣	共済	男女	すべて	男女	すべて			5,796		既存	
	10	医療費通知	1-4	医療費通知の裏面に、特定健康診査又は生活習慣病の改善に役立つ情報を掲載し、情報提供を行う	共済	男女	すべて	男女	すべて			148		既存	
	11	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の認知度の向上	1-10	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の認知度の向上を目的として、広報誌等により周知を図る	共済	男女	すべて	男女	すべて	男女	すべて	0			
	12	禁煙についての意識啓発	1-11	喫煙がもたらす健康障害や生活習慣病の影響についてリーフレット等により周知を図る。	共済	男女	すべて	男女	40歳以上	男女	40歳以上	0			
悪性新生物 (タイプ2)	13	胃がん検診	2-1	上記の各種ドックを兼ねて実施。 県教委事務局職員を対象に胃検診事業を実施。（器官別検診）	共済・県	男女	すべて	男女	40歳以上			人間ドックに含まれている 385（器官別検診）		既存	
	14	大腸がん検診	2-2	上記の各種ドックを兼ねて実施。	共済	男女	すべて	男女	40歳以上			人間ドックに含まれている		既存	
	15	肺がん検診	2-3	上記の各種ドックを兼ねて実施。	共済	男女	すべて	男女	40歳以上			人間ドックに含まれている		既存	
	16	乳がん検診	2-4	上記の各種ドックを兼ねて実施。	共済	女	すべて	女	40歳以上			人間ドックに含まれている		既存	
	17	子宮頸がん検診	2-5	上記の各種ドックを兼ねて実施。	共済	女	すべて	女	40歳以上			人間ドックに含まれている		既存	
	18	がんに関する意識啓発	2-7	組合員等が婦人がんを始めとしたがんに関する必要な知識を獲得し、がんの予防及び早期発見に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるようリーフレット等により周知を図る。	共済	男女	すべて	男女	40歳以上			0			
精神の疾病 (タイプ3)	19	メンタルヘルスセミナー	3-2	メンタルヘルスセミナーを実施	共済・互助会	男女	すべて					79		既存	
	20	メンタルヘルスサポート	3-1	県教委（教育事務所・高校）が校長会議等において行うメンタルヘルス講座に対し、講師を派遣	共済	男女	すべて					166		既存	
	21	職場復帰支援プログラム補助	3-1	四国中央病院が実施する職場復帰支援プログラムに参加する組合員の旅費の補助	共済	男女	すべて					0		既存	
	22	教職員こころの健康相談	3-1	県内の専門医療機関においてこころの健康相談に関する問題についての相談ができる ※相談料は無料（年2回まで）	共済	男女	すべて					22		既存	
	23	メンタルヘルス相談補助	3-1 3-2	県教委が開設している心の健康相談員の費用のうち、旅費及び案内カード費用等を負担	共済	男女	すべて					0		既存	
	24	メンタルヘルス休日相談補助	3-1	県教委が派遣している臨床心理士の費用のうち、会場借上費用等を負担	共済	男女	すべて					97		既存	
歯の疾病 (タイプ3)	25	歯の喪失防止についての意識啓発	3-4	歯の喪失防止についての意識啓発を目的として、広報誌等により周知を図る。	共済	男女	すべて	男女	すべて	男女	すべて	130			
季節性疾患 (タイプ3)	26	インフルエンザ予防接種補助	3-6	インフルエンザの予防接種をした際、1人につき2千円を上限として補助	共済・互助会	男女	すべて					3,031		既存	
その他 (共通)	27	教職員こころの健康相談	4-1	県内の専門医療機関においてこころの健康相談に関する問題についての相談ができる ※相談料は無料（年2回まで）	共済	男女	すべて					22		既存	
	28	保健事業の所属所通知	4-3	ドックや特定保健指導、健康づくりセミナー等の各種保健事業について、所属所長宛てに通知を行い、所属組合員への周知を依頼する。	共済	男女	すべて					0		既存	
	29	にぎたつ会館利用補助	-	にぎたつ会館を公務外で宿泊又は会食したとき、利用料金の一部を補助	共済	男女	すべて	男女	すべて			29,736		既存	
	30	宿泊保養施設利用補助	-	公立学校共済組合宿泊施設等に宿泊した時宿泊料の一部を補助	共済	男女	すべて	男女	すべて			112		既存	
	31	文化・芸術・スポーツ鑑賞等補助事業	-	心身のリフレッシュや教養の向上を目的として、チケット代金の一部を補助	共済	男女	すべて	男女	すべて			1,431		既存	
	32	資格取得補助	-	関係団体が組合員のために各種資格（TOEIC,英検2級以上、MOS）の団体受験をするときの受験費用の一部を補助	共済	男女	すべて					60		既存	
	33	ライフプランセミナー	-	生涯生活設計に必要な知識を学ぶためのセミナーの開催	共済	男女	すべて					0		既存	
	34	退職準備セミナー	-	年度末退職予定者を対象に管内別に退職手当・退職共済年金等の講座を開催	県・共済・互助会	男女	すべて					995		既存	
	35	出会い交流応援事業	-	ライフパートナーの必要性を理解するとともに、独身組合員に対して新たな出会いの場所を提供	共済	男女	すべて					0		既存	
	36	介護講座	-	介護講座を開催	共済	男女	すべて	男女	すべて			0		既存	

健康課題	事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	No	名称						
生活習慣病 (タイプ1)	1	特定健康診査	目標実施率：85%	目標実施率：86%	目標実施率：87%	目標実施率：88%	目標実施率：89%	目標実施率：90%
	2	(特) 人間ドック	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	3	配偶者ドック	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	4	脳ドック	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	5	人間ドック	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	6	特定保健指導（集合契約）	目標実施率：36%	目標実施率：38%	目標実施率：40%	目標実施率：42%	目標実施率：45%	目標実施率：45%
	7	特定保健指導 （ドックに引き続き実施）	目標実施率：36%	目標実施率：38%	目標実施率：40%	目標実施率：42%	目標実施率：45%	目標実施率：45%
	8	特定保健指導（個別契約）	目標実施率：36%	目標実施率：38%	目標実施率：40%	目標実施率：42%	目標実施率：45%	目標実施率：45%
	9	健康づくりセミナー	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	10	医療費通知	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	11	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の認知度の向上	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	12	禁煙についての意識啓発	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
悪性新生物 (タイプ2)	13	胃がん検診	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	14	大腸がん検診	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	15	肺がん検診	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	16	乳がん検診	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	17	子宮頸がん検診	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	18	がんに関する意識啓発	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
精神の疾病 (タイプ3)	19	メンタルヘルスセミナー	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	20	メンタルヘルスサポート	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	21	職場復帰支援プログラム補助	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	22	教職員こころの健康相談	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	23	メンタルヘルス相談補助	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	24	メンタルヘルス休日相談補助	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
歯の疾病 (タイプ3)	25	歯の喪失防止についての意識啓発	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
季節性疾患 (タイプ3)	26	インフルエンザ予防接種補助	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
その他 (共通)	27	教職員こころの健康相談	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	28	保健事業の所属所通知	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	29	にぎたつ会館利用補助	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	30	宿泊保養施設利用補助	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	31	文化・芸術・スポーツ鑑賞等補助事業	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	32	資格取得補助	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	33	ライブプランセミナー	継続実施	継続実施	継続実施	休止	休止	休止
	34	退職準備セミナー	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	35	出会い交流応援事業	継続実施	継続実施	継続実施	休止	休止	休止
	36	介護講座	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施